

平成27年 第4回

木古内町議会定例会会議録

平成27年12月17日 開会

平成27年12月17日 閉会

木古内町議会

平成27年12月17日(木)第1号

- 開会日時 平成27年12月17日(木曜日)午前10時00分
○ 閉会日時 平成27年12月17日(木曜日)午後 3時50分
-

・出席議員(10名)

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福嶋	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員(なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	山本	哲
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
町民課長	吉田	宏
保健福祉課長	名須賀	六男
まちづくり新幹線課長	福田	伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	丹野	正樹
産業経済課長	木村	春樹
建設水道課長	若山	忍
病院事業事務局長	平野	弘輝
教育長	野村	広章
生涯学習課長	澁谷	勝
学校給食センター長	澁谷	勝
農業委員会事務局長	木村	春樹
代表監査委員	森井	俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田	廣之
議事担当主査	西嶋	浩二

平成27年 第4回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成27年12月17日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	報告 第1号	木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
9	議案 第10号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
10	議案 第1号	平成27年度木古内町一般会計補正予算(第6号)
11	議案 第2号	平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
12	議案 第3号	平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
13	議案 第4号	平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
14	議案 第5号	平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
15	議案 第6号	平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
16	議案 第7号	木古内町固定資産税の不均一課税に関する条例制定について
17	議案 第8号	木古内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
18	議案 第9号	木古内町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
19	議案 第11号	木古内町非核平和都市宣言について
20	選挙 第1号	木古内町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
21	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
22	意見書案第1号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書

23	意見書案第2号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
24	意見書案第3号	T P P 交渉大筋合意に対する意見書
25		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから平成27年第4回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

9番 吉田裕幸君、1番 佐藤 悟君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。

平成27年9月14日に開かれました、平成27年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。

平成27年12月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会 委員長 新井田昭男。

議会運営委員会報告書。

平成27年第4回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。

会議開催状況につきましては、12月14日に開催しており、欠席委員はおりませんでした。

2. 平成27年第4回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1) 今定例会の会期については、12月17日から12月18日までの2日間としたい。

(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号9から15までは一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案11件、報告1件、選挙1件、発議案1件、意見書案3件である。

(4)一般質問者は、5名であり通告順により質問者ごとに行うこととする。

以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から12月18日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの2日間と決定いたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成27年9月14日に開かれました、平成27年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

平成27年12月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会 総務・経済常任委員会 委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査については、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。

会議開催状況につきましては、10月5日から12月3日までの間で3回開催しており、欠席委員はおりませんでした。

2. 所管事務調査項目。

所管事務調査項目につきましては、総務課のふるさと納税について、ほか12件について事務調査を行っております。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行いました結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) ふるさと納税について。

今年度から我が町においてもふるさと納税推進事業が実施され、上半期の状況報告では予算計上に見合った寄付金実績となっています。

その中で、返礼品の品切れ対策として特産品の新規開発を依頼し、早期に代替え品を準備したことは大変評価いたします。

今後の事業展開といたしまして、下記記載の課題への取り組みを求めるとともに、ふるさと納税推進事業実施要項に基づき、引き続き木古内町のPRや町内事業者の活性化に努められたい。

記載の部分については、省かせていただきます。

(2) 塩蔵ワカメ施設整備事業とヒジキブランド化事業について。

近年、回遊魚の不漁や台風・高水温等の気象状況による被害の発生により、漁業者の生活は大変厳しい状況が続いています。そのような中で、地方創生と北海道の補助金を活用し、二つの事業が進められています。

両事業については、漁師の収入増や雇用の場の創出、さらには木古内町の特産品としての確立を図ることが目的であり、収支計画を見ても大いに期待の持てる事業である。

今後、上磯郡漁業協同組合や漁業者と連携を取りながら、試験・調査等を慎重に進め両事業の目的達成を望む。

(3) 人口減少対策について。

第2回、第3回定例会に引き続き報告します。

木古内町の最優先課題である人口減少対策は、目に見える施策の展開や結果が求められ、今後、人口減少検討会議においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会の協議・検討内容を反映させた向こう5年間の地方版総合戦略の作成と次年度事業の施策の確定報告、及び下記記載の項目別事業内容の協議状況や、効果・目標数値・事業計画年度等をまとめた資料の作成を求める。

人口減少対策については、記載の部分も読み上げさせていただきます。

一つ、移住・定住対策（空き屋活用等）、一つ、企業誘致対策、一つ、子育て支援、一つ、少子化対策、一つ、木古内町サポーター制度の研究・整備。以上の5項目についてです。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会では全員よる委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第6 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

なお、町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、ことしも残り少なくなり、時節柄、何かとご多忙中のところを平成27年第4回定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告が1件ございますので、ご報告をさせていただきます。

一つ目、火災の発生についてでございます。

11月1日、日曜日、午後1時34分頃、「大平地区で黒い煙が上がっているが、ゴミ焼きでもしているのか」という119番通報があり、消防車を出動したところでございます。

現場に到着した時は、すでに農機具及び、集積していた廃タイヤが激しく燃焼しておりますので、ただちに消火活動を行い、午後1時54分に鎮火いたしております。

出火原因につきましては、ライターで火を付けたダンボールやチラシの火の粉が飛散し、付近の枯れ草に着火したものが、農機具や廃タイヤに延焼したものとされております。

また、損害状況は草地の燃損面積が23.22㎡で、農機具及び廃タイヤは、耐用年数が相当数経過していることから、損害額が算出されておられません。

火災予防につきましては、日頃より広報や防災行政無線により周知に努めておりますが、引き続き住民の皆様への注意喚起を徹底してまいりたいと考えております。

また、お手元には資料として提出しておられません。追加報告となりませんので、あえて資料の添付はさせていただいておりませんが、昨日北海道新幹線のダイヤあるいは木古内駅での停車本数などマスコミ報道がされておりますが、JR北海道はあす公式に発表をすることとございますので、あす以降正式な発表がありましたら、速やかに皆様方にご報告をいたします。以上で、行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 行政報告に対する質疑を認めますが、ございませんか。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田でございます。

いま町長のほうから行政報告ということで、火災の事件について報告がありました。

実は、私もたまたまこの時に、鎮火したあと通過した経緯があるのですけれども、一つちょっと聞きたいことは、ここに最後に「日頃より広報や防災無線云々」ということで周知を徹底していくのだというお話ですが、この内容もやはり当事者の心情やそういう部分を考慮されている部分は十二分ちょっと理解はしますけれども、問題はちょっと飛び飛びになりますけれどもこの間、不法投棄の防災無線でご案内がありました。その時はいわゆる罰金、あるいは罪になるのだよとそういう内容でしたが、ことこの火災に関しては、遙かに重大な問題じゃないかという認識があるのです。日頃から行政も安全安心、あるいは財産生命を守るのだという答弁の中で、こういう周知徹底がどのようにされているのか。この事例があった時に、本来おそらくやられていると思うのですけれども、私は防災無線を聞いていないので

すよね。たまたま時間帯のズレはあったのかもしれませんが、まずしたのかどうかという部分が1点と。

それと、周知方法ですけれども、やはりこういう案件に関しては事件に関しては、時を待たずしてリアルタイムでやはり住民の皆さんに知らせるということが大事じゃないかと思うのですね。消防関係も含めて、いろいろ活動されている部分がありますけれども、やはりこういう事例があった時こそ、住民の皆さんに周知徹底をするというのが、これまさに効果が大じゃないかというようなちょっと私の個人的な見解はあるのですけれども。これに関しては、やはり人に係わる人命に係わることですので、「たまたま何もなかったからいいよね」ということではなくて、その辺のやはり行政としての役割をきちんと住民の皆さんに周知するのだということをちょっとこの辺がどうなっているかという部分がありますけれども、文章にはこういう書き方になっていますけれども、実際に周知の徹底に関しては今回の事件に関しては、どのような考えでいるのか。それをちょっとお聞きしたいです。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田 宏君) この度の事件につきましては、いまご質問のあったとおり、今回はリアルタイムの防災無線の周知ということは、行っておりませんでした。大変、申し訳ありません。

今後は、このような事例がありましたら即、対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時18分
再開	午前10時19分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民課長。

○町民課長(吉田 宏君) 申し訳ありません。防災無線の周知につきましては、リアルタイムではこの度は行っておりませんが、先週一度周知の防災無線を流しております。今後は、リアルタイムですぐに放送を流すようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 私が言いたいのは、もちろん防災無線はしっかりあって当然の話であって、そのほかにいろいろやはり防災無線もいま言ったように、聞いた聞かないというのは当然あるわけで、それは時を待たずしてなったら、ある程度皆さんからのいろんな話をこの中で「こういう事例があったのだよ、気を付けましょうね」ということになると思うのだけれども、時期を逃しちゃうと「ああ、そう」というような状況にやはりなるのですよね、人の感情というのは。ですからそれはそれとして、今後やはりきちんと対応してもらいたいものだけれども、そのほかにやはり25町内会のある中で、そういうこともやはりきちんと利用されて、それでそういう文章を回覧として流すとかそういうことは私は大事じゃないかと思うのですね。やはり聞くのと目で見るのと、両方の五感をちょっと刺激をするような形でやはりそうしていかないと、これやはり訓練だと思うのですよ。「あったのね」、「ああ、そう」、

「気をつけなきゃならない」、その時はそう思うのです。人の部分というのは。だけれども、それをやはり回数を重ねるごとに「気をつけなきゃならないね」というそういう感情になるのですよね、人というのは。だから、やっている月一遍がいいとか二遍がいいとかという問題ではなくて、とにかくやはりそういう事例があったら、例えば交通事故もそうですよ。何問わず、やはり防災無線に関することは無線だけじゃなくて、何らかの方法をやはりきちんと取っていただいて、その辺が住民にわかるように今後のいわゆるつまり防災につながるようなやはりもう少し活動をお願いしたいです。これは要望ですけれども、以上で終わります。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねにありました住民への火災予防周知につきましては、極めて大切なことだと認識しております。

新井田議員のお尋ねのとおり、リアルタイムで火災があった時に報道して、そして喚起を促す。大変、大切なことだと思います。

町では現在、木古内町広報ですとか、あるいはその都度の防災行政無線、あるいは消防においては毎月15日の日にサイレンを鳴らす。あるいは消防署員、あるいは団員の手によって自宅までそれぞれ訪問して、防災を促す。そしてまた消防団員、あるいは消防署員がその都度住民に対して、防火のお願いをしているなど様々な取り組みを進めております。

今回の行政防災無線は、今月の初旬に行っておりますが、たまたま議員がその近くにいらっしやらなかったのかもしれませんが、こういったご指摘にありますように、リアルタイムでやることも極めて重要でございますので、そのほかのことも合わせてしっかり防災に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) ほかに質疑はございませんか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野です。

今回の行政報告で、表題につきましても火災の発生についてということで、下段にいきますと「火災予防につきまして」ということで、いま新井田議員からも質問があったとおり、今後火災の予防に努めますという話については、理解しました。

ただ、先ほど町民課長の答弁にもありましたとおり、「今回の事件は」という言葉を使ったとおり、出火原因についてはこれ「ライターで火を付けた、火が散乱し」と、結果的には火災ですけれども、これ行動を見ると犯罪だと思うのです。当然ながら火災予防の喚起をするのはもちろんですけれども、それ以前の問題だと思うのです、今回の案件は。

それで、この度のこの出火原因で「ライターで火を付けて」、これ犯罪だと思います。これを罰則ですとか処分については、その後どうなったのか。あるいは、火災予防の注意喚起ではなくこのようなこと、いわゆるゴミ燃やしですよね。こちらをゴミ燃やしをすると罰則がこのように与えられますよという勧告も合わせて周知するべきだと思いますけれども、その部分についてももう一度お答えいただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(山本 哲君) この度の件につきましては、消防のほうから警察署のほうにも問い合わせをする、私からも問い合わせをするということですが、処分につきましては個人のことでございますので、ちょっとお知らせはさせていただいております。確かに犯罪という見地でもございますけれども、今後はその辺も十分含めまして、あくまでも行政といたし

ましては、火災予防という周知よりできないという現状にあります。取り締まりは、警察署というふうになるものですから。とは言ったもののそういう面も含めて、厳重に注意をしていただくということで、今後も周知のほうを進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木慎也です。

本日は、通告とおり2項目の一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、1項目目でございます。

1. 木古内町の観光をさらに輝かせる具体案について。

木古内町は人口減少が著しく進んでいる状況ですが、北海道新幹線木古内駅開業へ向けて交流人口の増加や各イベントの定着化も進んでおり、観光への期待度が益々高まっております。

また、さらなる交流人口増加のため、町民の集まる機会が多い公民館等の施設、各町内会等の避難場所、及びみそぎ浜・薬師山・新幹線ビュースポット等、そしてサラキ岬、観光客が多い地区へ「Wi-Fiスポット設置」を早急に整備すべきだと考えております。

世界的にSNSの需要が高まる中、公共施設へWi-Fiスポットを設置する自治体が増え、いまではコンビニエンスストア・観光施設・飲食店・宿泊施設・駅・空港・高速道路など様々な場所において加速的に提供されております。

また、設置目的は、概ね「訪日外国人旅行者や施設利用者に対するサービス向上による観光の振興」と「町民へのサービス向上及び災害時の通信手段確保」の二つの大きな目的があります。

以上のことから、今後益々増加が見込まれる観光客が、安心して快適に町内を周遊するうえで、Wi-Fiスポットの設置が欠かせないものと考えております。

公共施設等におけるWi-Fiスポット設置について、町長の考えを伺います。

また、関連の下記の3点についても重ねて考えを伺います。

1. 外国人対応スタッフ及び多言語対応案内板等の設置。

2. 新幹線開業後の観光客数値目標の設定。

3. 高規格道路のインター名の早期要望。例えば、「木古内みそぎインター」など。以上でございます。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 8番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えをいたします。

当町の観光についてのお尋ねでございますが、まずはじめに観光の推進に係る国の施策でございますが、平成24年に策定をしている観光立国推進基本計画に基づき、平成25年6月に観光立国実現に向けたアクションプログラムを策定し、訪日外国人 2,000万人を目標として、受入体制の整備を図ったところでございます。

また、北海道の施策でございますが、平成25年度に設定をいたしました「北海道外国人観光客来訪促進計画、並びに北海道観光のくにつくり行動計画」に基づき、外国人の来道者数を、平成29年度に120万人以上という目標を掲げ、周遊ルートの設定や、情報発信による対応言語の拡大、Wi-Fiなど情報通信環境の整備と普及啓発など、外国人旅行者に対する情報案内機能を充実させております。

さらに、現在の計画改定案では、目標を平成29年度に240万人以上と上方修正し、海外観光客を迎える体制について、整備をしているところでございます。

当町といたしましては、これら「国や道の計画、及び施策」を踏まえまして、今日まで北海道新幹線開業を見据え、観光客を迎える体制を整えてきたところでございます。

具体的に申し上げますと、平成24年度に策定した観光アクションプランに基づきまして、みそぎを核として「おもてなし、まち歩き、観光スポットの整備促進」などの施策展開を図っております。

一方で、外国人観光客を迎える体制につきましては、現在の来客が極めて少ないことから、十分な整備は行っていないのが現状でございます。

こうした中で、函館市におきましては、海外との定期運航便の増加により、外国人観光客が、平成26年度の実績で34万人と飛躍的に増加をしており、今後も北海道新幹線の開業などにより、函館方面や本州方面からの外国人観光客の来訪が期待できますことから、様々な体制整備を図る必要があると認識をしているところでございます。

お尋ねの、Wi-Fiの整備につきましては、主に来町される外国人の情報通信環境を整えるために、道の駅「みそぎの郷きこない」において、設置の準備を進めているところでございます。

また、みそぎ通りやみそぎ浜、ポケットパークなどにおきまして、整備の必要性、あるいは事業の効果、整備の費用などと共に、関連する補助事業が活用できないかなど様々なことを考えて、整備についての方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、外国人対応スタッフの配置につきましては、新年度において英語対応に加え、訪日外国人の50%以上を占める中国系外国人に対応するためのスタッフを配置する計画であります。

また、多言語対応案内板等につきましては、駅前に設置している観光案内板、あるいは駅中にある案内板、観光スポット説明板など多言語の表記を行い、絵や絵文字などを使った、より丁寧で、わかりやすい表記に努めることとしております。

次に、新幹線開業後の観光客数値目標の設定につきましては、近年は木古内－江差間の江差線の廃止、あるいはみそぎフェスティバルなどのイベント活動の活性化、小学生・中学生のスポーツ大会の開催、様々な観光客が増加傾向にあります。平成26年度の実績では、年間

6万2,000人という数字が出されております。

こうしたことを含めまして、北海道新幹線開業後は、新幹線や、道の駅「みそぎの郷きこない」の利用による観光客に加え、観光スポットの整備やイベントのさらなる充実を図り、当面、平成26年度実績のおよそ3倍の20万人を目標としております。

次に、高規格道路のインター名の早期要望についてでございますが、鈴木議員の意図が十分に私は読み取れませんが、現在インター名は、町外のかたが利用する際に、よりわかりやすいものとする必要があります。また、シンプルで認知性の高いものが必要だと考えております。正式名称について要望していくというのか、あるいは愛称として要望していくのか、この辺が自分理解しておりませんが、いずれにいたしましても事業主体であります、函館開発建設部に名称についての考え方を伺い、その後に検討に入りたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○議長(又地信也君) 町長の答弁が終わりました。再質問はありますか。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 木古内町の観光をさらに輝かせる具体案のW i - F i スポット設置について、町長より非常に思っていた以上に前向きな答弁をいただいたということでございますが、ただ設置する中でやはりW i - F i に限らず、無線通信全般に言えることではございますが、電波を飛ばすという性質上、やはりセキュリティの部分をしっかり対応していただければと思います。もちろん予算でしたり、やり方はいろいろありますので、幅広い目線で検討していただければと思っております。

それで、こちらのW i - F i については、私は一政治家として例えば1日に1人しか通らない橋でも必要なものは造ると。必要な橋は造るべきだという考えのもとに、今回の質問をさせていただきました。その1人が2人・3人と増えていくために、行政と議会が存在するものだと思っております。確かに最初W i - F i スポットを設置した時に、目に見えるような効果はないかもしれませんが、必ず木古内をいわゆるガラパゴス状態。いまは外国人にスルーをされている状態でございますので、私は必要な整備だと考えていますので、今後ともW i - F i スポットに力をぜひ入れていただいて、施設や観光スポットを点ではなくて線、そして面でつなげていきたいと思っておりますので、W i - F i スポットの件につきましては、今後ともよろしく願いいたします。

また、外国人対応スタッフの多言語案内板等の設置、こちらにつきましても進んでらっしゃるとい町長の前向きな答弁をいただきました。

それで、次の目標数値でございます。こちらの目標数値でございますが、本日先輩議員からも一般質問の中で、人口減少の一般質問が出てまいります。この観光客の設定は、人口減少との関わり合いが非常にあるものだと私自身思っております。と言いますのは、2014年の地方創生総合戦略で観光振興が施策の中心になりました。その中で、10年前の2004年と比べまして、訪日外国人が1,341万人と10年前の2倍以上に伸びております。その中で、北海道が実は全国で3番目に多い外国人の旅行者が多いということでございます。それを旅行者の消費に換算しますと、外国人観光客9人分、国内旅行者27人分、国内旅行者(日帰り)84人分。1年にたった9人外国人が木古内町に来てくださるだけで、町民1人増えたあたりの約125万円の消費量があると言われております。ですので、以上のことから観光客の目標設定は、今後木古内町の人口減少の数パーセントを観光でどれだけカバーができるのかと。それをわかり

やすく、町民のかたの人口減少の不安が大変ありますので、それを町民のかたにぜひとも、木古内町の観光は目標が先ほど町長からもございましたけれども、目標人数はこれだと。それはどうしてかと言いますと、人口が減った分を観光のここの消費量でカバーできると。そんなわかりやすい説明をしていただければと思っていますので、こちらのほうもぜひ人口減少との関わり合いについての観光、数値化をしていただければと思っています。

みそぎインターに関しましては、町長のおっしゃったとおり、こちら③と非常に短い文章で質問をさせていただきましたので、なかなか私の意図が伝わらなかった部分もあるかと思うのですけれども、おっしゃるとおりでございます。

今回の北海道新幹線の木古内駅という名称にしましても、例えば本数にしましても、非常に幅広く活動をされていて、なお且ついろんな幅広い方々とバランスを取りながら進めていくものだということが、私今回はじめてJR北海道に要望に行かせていただいて感じました。

ですが、こちらの木古内みそぎインターもとても北海道新幹線木古内駅と同じように非常に大切な名前のインターになるだろうと私は思っておりますので、インター名の愛称に関してましても、木古内の観光の一資源として私は考えておりますので、早急に対応をしていただければと思います。

町長へも再質問でございますが、人口減少と観光客の消費金額による町の計画について、今後制定されるのかどうかの質問でございます。よろしくをお願いします。

○議長(又地信也君) 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 鈴木議員のお尋ねのとおり、住民の皆様には人口は自然に減もありますので、減少していくという流れは緩やかに止めなければなりません、減少するという事実はこれはなかなか歯止めが利かないというのはあるかと思いますが、その人口減少に替わる地域の経済の活性化、こういったことに観光客の取り入れ。特に海外からのお客様について数値化をして、そしてしっかりと説明をしていくということは大事なことだと思います。

当町の観光ビジョンにおいては、まだそれを修正するという作業には入っておりませんが、道の駅がオープンしますので、このことによってこれからまた修正を加えるなど、数値が大きく変化をしていくと思います。今回の目標につきましても、様々な観点から先ほどご説明いたしましたように、20万人という目標設定をしましたので、よりわかりやすく説明をしていくことをこれから心がけて、いまできるできないはお答えしませんが、極力こういう方法以外でもできることがあればお伝えするようにしたいと思います。

○議長(又地信也君) 鈴木議員、再々質問はありますか。なければ、2番に移っていただきたいと思います。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 続けて、2項目目を質問させていただきます。

2. 道南いさりび鉄道開業に伴う通学費の助成についてでございます。

2016年3月26日北海道新幹線開業に伴い、JR北海道から運営を引き継ぐ第三セクター道南いさりび鉄道は、10月26日国土交通省北海道運輸局に対し、上限運賃の認可申請を行いました。JR運賃と比べた水準は概ね1.3倍高くなると決定いたしました。

いずれの区分でも運賃が高くなることが決まり、今回の値上げが函館方面に通学する特に高校生、そしてご家族の経済的・精神的負担になることを真剣に考えなければなりません。

道南いさりび鉄道運賃値上げ分を町が助成をし、負担を軽減することで将来、木古内の未来を担う子ども達の教育環境が少しでも整うことを願っております。

6月の定例議会で同僚議員が質問いたしました「指定校通学支援要綱」の改正について、町長の答弁は「改正の考えはない」とのことでしたが、今回の質問は6月の一般質問とは似て非なるものでありますので、「6月に答弁をしました」という以外の前向きな答弁を期待しております。

町長の考えを伺います。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) いさりび鉄道開業に伴う通学費の助成についてのお尋ねでございますが、道南いさりび鉄道の運賃につきましては、許認可申請にあたり、経営計画にありますとおり、おおよそ1.3倍程度の値上げとなっております。

この発表のデータをもとに、通学定期運賃を算出しますと、1か月あたり道南いさりび鉄道の経営区間であります木古内―五稜郭間では、現行の1万640円から1万3,680円となり、その差は3,040円の値上げとなります。JR北海道との乗り継ぎとなる木古内―函館間では、現行の1万1,360円から1万5,130円となり、3,770円の値上げとなる予定となっております。

年間を通して数字をまとめますと、お一人3万6,480円から4万5,240円の大変大きな負担増になります。そのことから、保護者の皆様の負担に十分配慮するとともに、地域の鉄道会社としての使命も勘案し、新年度から値上げの分につきまして、助成を行ってまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 助成を行っていくという前向きな姿勢で、そういう解釈でよろしかったでしょうか。

もっと私のほうも町長に対する厳しい再質問をいろいろ考えておったのですけれども、前向きに検討していただけるということで、とても嬉しく思っております。

中には、やはり片親のご家族でしたり、仕事場が町内外のご家族、いらっしゃると思います。今回のように町長の前向きな真摯な対応をしていただければ、木古内町から引っ越ししていなくなるとそういうことがないだろうと。私は逆に今回助成がなければ、本当にそのようなことが現実的に起こってしまうかもしれないと、それぐらいの危機感を持ってありましたので。先日、ことしの漢字「安」ということで発表がされましたけれども、高校生の皆さんが本当に安心して安全に、そして安価で通学できるようにこの問題が安着されることを期待しておりますので、私の一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長(又地信也君) 鈴木慎也君の一般質問が終わりました。

次に、5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 議員番号5番 相澤 巧です。

一般質問をさせていただきます。

福祉灯油受給対象の拡大について。

ことしも、福祉灯油受給申込受付のチラシが配布されました。低収入の方々への施策として、大変有意義なものと思っているところでございます。

しかし、そのチラシによれば前年収入が85万円以下で、町民税非課税世帯が対象となって

おります。この条件は、前年と同じです。

年収の85万円の生活は、大変厳しいものです。生活保護の受給者は対象にならないわけですから、対象者が少なく予算額に達しないことも考えられます。

厳しい収入の中で頑張っている世帯に、収入条件を緩和して対象世帯を拡大すべきと私は考えておりますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 5番、相澤巧議員のお尋ねにお答えをいたします。

福祉灯油につきましては、昨年12月議会におきまして条例を改正し、灯油以外の暖房を利用しているかたまでと対象範囲を広げたことにより、昨年度は電気をお使いの6世帯と薪ストーブをお使いの2世帯を含め、53世帯に対して支給することになりました。

渡島・檜山管内の18の市・町の中で、五つの市・町で、灯油価格の値下がり等を理由に、福祉灯油の実施を見送る予定という新聞報道がある中で、当町におきましては条例に基づき、灯油価格等にかかわらず毎年実施しております。今年度も11月の末までに、44世帯からの申請があり、41世帯の支給決定を行ったところでございます。

お尋ねの対象世帯の拡大につきましては、今年度は既に事業を実施しておりますことから、翌年度中に収入条件の緩和などを含め、見直しの協議を行い、条例改正に向けた検討を前向きに進めてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 再質問、5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 町長は来年度に向けてということで、ご回答でした。

しかし、今年度でも生活が厳しいかたは沢山おられます。これから1月末まで随時受け付けるということですので、職員の皆さんに関しましては忙しい思いをするかもしれませんが、一人でも多くのかたの申請を受け付ける、収入部分を拡大して受け付けるという考えはございませんでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 相澤議員のお尋ねのとおり、できれば早く進めてお一人でも多くの皆さんに、福祉灯油の券をプレゼントするということは大切だと思います。

しかしながら、今年度につきましては条例改正、あるいは民生委員の皆さんのお手伝い、様々なそこまでいくプロセスがありまして、大変申し訳ないですが、次年度におきましては相澤議員の意向を十分汲んで、前向きな結果が出せるように努めてまいりますので、今年度につきましてはご了承いただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 相澤 巧君、1番については再質問はありますか。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) ありません。

○議長(又地信也君) それでは、2番の一般質問に入ってください。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) では、二つ目の一般質問に入ります。

高校通学費の助成についてということです。

当町の高校生は、知内高校と函館方面の高校へ通わなければならない状況にあります。その中で、「函館方面に通う生徒は、本人の意思でその高校を選んだのだから、助成は考えていない」と6月議会での町長のご答弁でした。

先ほどの鈴木議員の質問にもございましたが、ことし3月26日には道南いさりび鉄道が開業になります。道南いさりび鉄道は、北海道運輸局に運賃の認可申請をしました。その資料によれば、木古内－函館間の普通運賃片道が1,110円、32%の増加、高校生の通学定期1か月が1万5,130円、33%の増加となります。1か月定期で現在料金より3,770円、年間で4万5,240円もの増額になります。現在でも、通学をさせるのが大変という中での増額です。

いま、開業前のこの時期だからこそ、子育て支援策として助成をと考えております。

この部分に関してましては、先の鈴木議員がお尋ねして、町長がご答弁いただいております。私は、再質問という形で進めたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

○議長(又地信也君) 許します。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 先ほどの町長答弁では、「値上がり分について助成をする」というご回答でした。この部分について、いまの運賃でも大変な状況です。さらに割り増ししてということは、町長の考えの中にはないのでしょうか。

いま、1人高校生を函館に通わせているご家庭がおられます。また、この家庭に関しては、来年度もう1人高校生が誕生する予定でおります。その人は、函館に通わせるのが大変ですからということで、市内へ引っ越すという話を聞きました。この助成については、子育て支援だけでなく、人口減の問題でもあると思います。

また、ちょっと言い方がよくないかもしれませんが、助成を少なくして苦しい思いをして通学した生徒が社会人となった時に、ここ木古内町に対してマイナスのイメージを持つことも十分考えられます。助成金について、値上がり分だけでなく、もう少し拡大をしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 **午前11時06分**
再開 **午前11時06分**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 6月の答弁でもお話したとおり、函館に通学をされていると。そのかたはご本人の意思でございます。様々な状況はあると思います。お子さんのために一家が引っ越すと。まれなケースだと思います。また、高校の助成がなかったから、木古内町に悪いイメージを持つのだと。これもまた異常なケースかなと思うのですが、そういうかたもいらっしゃると思いますが、年間の総費用なども含め、先般の知内高等学校あるいは福島商業高等学校に通われるという生徒は、木古内高校に本来通うというかたで、お金がかからなかったかたがかかるようになったということでの助成でございます。

これまで私が高校時代から、いまなお且つ函館には、木古内の子どもは50%通っています。補助というのは一切受けていません。ご自身の意思で通っております。

したがって、今回とまた対応が違います。今回はあくまでも、列車本体が替わって、同じ距離を多額の費用が負担発生するというので、その助成をするということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧君の一般質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。11時15分まで、休憩いたします。

休憩 午前11時08分
再開 午前11時15分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。

新幹線開業と道南いさりび鉄道について、一般質問をさせていただきます。

待望の北海道新幹線開業まで100日余りとなり、多額の事業費を投じた駅周辺整備、開業のメインである観光交流センターのオープンまで1か月と迫っています。駅前通を含めた周辺は、現在人通りこそは寂しいですが大変素晴らしい出来映えとなり、これから賑わいが出てくることを大いに期待をしているところであります。

北海道新幹線開業と同時期に津軽海峡線スーパー白鳥が廃止となり、函館市までは道南いさりび鉄道がスタートすることになりますが、現在の在来線より、運賃が約3割の値上げとなります。通学する高校生にとって、「この値上げは大変大きな負担増である」という声を聞いております。

予算編成時期を迎え、何らかの支援策を講ずべきとの考えから下記の項目について、町長の見解を伺います。

一つには、通学定期の支援についてであります。この部分については、先と同僚議員に答弁のとおり、この部分については答弁はいらぬということで、ご理解してください。

二つ目の通学定期は、3月25日まではJR、26日からは道南いさりび鉄道に切り替わることで、本人にとっては不利益になる部分がないのか。その実態はどうかという部分あります。先の町長の支援策の中で、「新年度から通学定期の値上げ分については、施策を講じますよ」ということですからそれは了解なのですけれども、25日でJRから道南いさりび鉄道から移行する。だから今年度、年度内が何日かありますけれども、補助するのであればその部分も助成すべきだろうという考えであります。

三つ目は、JRは「青函トンネル内は新幹線が優先する」というそういう明言をしています。道南いさりび鉄道では、客車と貨物が走行するが、どちらを優先するのかという問いがあります。これは、直接町の政策には関係ないわけではありますがけれども、道南いさりび鉄道の株主としての見解、これまでの議論の中で。これは、なぜ3番目の質問をしたかということ、先の中学生議会の中で通学している中学生が、貨物の事故等のトラブルで列車が遅れると。そういうことで学校に間に合わないだとか、そういう自体があったという。そういうことは、今後の道南いさりび鉄道ではそういうことはないでしょう。当然、いさりび鉄道の線路を貨物に貸すわけですから、貨物さんに何か時間調整の中であれば、貨物さんに「ちょっと待ってくれ、旅客が優先ですよ」ということなのでしょうというそういう問いかけでありますから、その辺の実態はどうかということをお願いをしたいと思います。

四つ目については、海峡線スーパー白鳥の廃止に伴い、我が町としてこの廃止に伴う最終

列車等で、記念のお別れセレモニーを実施すべきだと考えております。

ただ当初、これ一般質問をした時点では、私は海峡線は25日まで海峡線が走って、26日から新幹線に次の日から移行すると思っていたのですけれども、縷々この一般質問を提出したら担当のほうから、「海峡線についてはその4日前、3月の21日に海峡線はもう廃止になります」というそういうことでの話を聞いたものですから、それを含めてこういう。私はやはり、海峡線の思い、青函トンネル開通の歴史からお別れセレモニーを何らかの形ですべきとっておりますので、その辺の町長の見解を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 4番、竹田 努議員のご質問にお答えをいたします。

新幹線開業といさりび鉄道についてのお尋ねでございますが、二つ目の通学定期につきましては、助成制度自体は3月25日から該当をさせるということで策定をしておりますので、不利益の生じないように十分配慮をまいりたいと考えております。

3点目のいさりび鉄道につきましては、JR北海道と共同でダイヤ編成を行うことになっております。このため、客車と貨物列車のスムーズな運行ということが優先されるようでございます。

中学生議会の中でのお尋ねに触れておりましたが、こんなことがあってはいけないわけですが、事故というのは100%ないとは言えませんので、もし何らかのトラブルがあって、ダイヤの乱れが生じた場合には、通学者に対してしっかりとした対応をしていかなければなりません。その場合につきましては、教育委員会と連携をしてスクールバス、あるいは福祉バスの運行に配慮をしていきたいと考えております。

4点目の特急列車のお別れセレモニーでございますが、極めて大事なことだというふうに認識しております。まず、JR北海道の発表によりますと、北海道新幹線地上設備の切り替え作業。この作業がありますので、議員がお尋ねの中にもありましたように、新幹線開業の4日前、平成28年3月22日から25日は、青函トンネルを通る全ての客車が休止になるということでございますので、3月21日がスーパー白鳥あるいは特急の白鳥の運行最終日ということになります。

現在、JR北海道によりますと、セレモニーなどの実施の予定はないとしておりますので、今後につきましてはJR北海道と協議を進める中で、町としてどのような対応ができるか検討したいと考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 概ね、了解をいたします。

2番目の通学定期については、3月の26日から適用させると町長の答弁ですから、了解しました。よろしく願いしたいと思います。

3番目の貨物の事故、先般も事故等がありまして、この場合の事故の場合の遅延策というのは町長が答弁したように、「バスだとかそういうもので対応しますから、通学する子ども・生徒には迷惑がかからないようにする」とそれはそれでいいのですけれども。ただ、確かに貨物の待機する場所というのですか、それ釜谷までである中で複線になっているもののたぶん泉沢・札苅なのかなというふうに思うのですけれども、その場合に時間調整。いろんな冬

期間含めて、雪の関係でダイヤがやはりずれると言いますか時間が遅れる。その場合には、ぜひ客車を優先していただきたいというのが自分の趣旨でありますから、その辺道南いさりび鉄道のいろんな取締役会等の中で、意見反映していただければなというふうに思います。

最後のスーパー白鳥のお別れセレモニーの関係、JRはいまのところ計画はないということですが、この4日間。海峡線が走らない、当然この間貨物も走らないわけですから、そうした時にこの町が抱えている例えばいろんなホームのいまの自由通路の周辺についても高圧の電流が流れているから、いろんな細かい工事。例えば塗装等であっても、なかなかいままでも電流を止めるわけにはいかないから、深夜の作業の時間帯が何時間しかないというそういう担当からの説明ですから、この4日間の中で集中してそういうものの懸案の部分を集的にすればいいのではないかというのは、自分のいまの考えです。やはり町として今年度の北海道新幹線木古内駅開業記念事業、この中にもお別れセレモニーというのが含まれてない事業です。ですから、ぜひ内部検討をして、このセレモニーを何とかやはりすべきではないかという自分の個人的な思いも含めて、やはり何らかの形のものが必要ではないかと思えます。

それと町長、この4日間の海峡線。例えば青森に行きたい、その場合の行く手段がそうすればフェリー。あるいは、飛行機もあるのかもわからないのですが、その辺をJRさん、あと木古内町としてやはり何らかの補作と言いますかJRが海峡線ストップになってしまうそれに替わる部分というのをどうなのでしょうね。私も一般質問をした時は、前段申し上げましたように、25日まで海峡線が走るというそういう思いでしたから、次の日から新幹線に切り替わると思っていたのですが、4日前に海峡線が停止をすると。そうしたら、青森に行く場合どうするのというのが、いまは町民にもそういう周知をしていませんから、何の反応もないのですけれども。この日例えば、この日程で結婚式が入っている、法事がある、どうしても行かなければならないという場合にどうするのだろうというのが、素朴ないまの町長からの答弁等も含めて思うところなのですけれども。その辺は、何か別な手立てを考えているのかどうかという部分について、お聞かせください。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 何点かにわたりましてお尋ねでございますが、まずはじめに訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど私、竹田議員の二つ目のお尋ねの際に、「3月25日から助成制度を行う」とお話をしたのですが、3月26日からに訂正をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

まず、いさりび鉄道の中で、貨物列車と客車の優先度合いでございますが、複線になっているところ。駅の中で貨物列車が十分待避できる場所というのは、木古内駅・泉沢駅を含めて、このいさりび鉄道の中では4箇所でございます。したがって、貨物が止まるとなると、その4箇所以外止まれないと。それがはたして、客車と貨物列車の運行がスムーズにいくかどうかというのは、これはダイヤの発表を見なければわからないのですが、ここについては要望はするものの、客車優先になるかどうかというところまでは十分、意を反映できるかどうかというのは、極めて不安なところであります。ただ、それについては意向を十分理解しておりますので、これからも発信していきたいと思っております。

次に、お別れのセレモニーでございますが、JR北海道のほうでは全く計画をしております

せん。そうした中では、当町のほうで計画を組んで、最後の列車を見送るということは大事なことだと思いますので、ぜひ実現に向けて検討してまいりたいと思っております。

そんなに多くのことはできないと思うのです。と言いますのは、ここが終点でないものだから、30秒くらいの停車なのですね。函館から新青森に向かう、あるいは新青森から函館に向かう。そうしますと、当駅での停車というのはおおよそ30秒と。この30秒の間で、運転手さんに花束を渡せるか、あるいは横断幕、あるいは太鼓などでお別れをするか。こういったことを少し考えてみなければならないと思っております。

次に、4日間の休みがありますが、貨物列車は通常通り運行すると聞いております。客車だけが青函トンネルを通らないということで、聞いております。そしてまた、JRの発表によりますと、フェリーの増便を行うということで、利用者に対しては既にJR北海道が周知をしているということでございます。これは、全般の周知でございますので、議員ご指摘のように町民に対する周知は、私どものほうで広報等を使ってお知らせをしなければならないと思います。しかし、それ以上の厚意については、平等性を欠く観点から難しいかと思いますが、皆さんに等しくお知らせをするということには、しっかりと努めてまいりたいと思っております。以上、4点についてのご説明でございます。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 4番目のこの津軽海峡線廃止に伴う確かセレモニーについて、これかつて青函トンネル開通時だとか、それと昨年ですか。江差線の廃止の時のやはり鉄道マニアとかそういうかたが、町外から多数のそれこそ観光につながるようなお客様が来ていた。そういうことも含めれば、21日で停止。そうしたら、絶好の観光的な要素を含めて、木古内とすればチャンスかなど。22日から25日まで木古内に滞在をしていただいて、この間、こういう海峡線のお別れセレモニーのそういう行事。新幹線開業のイベントについても今年度、2,000万円余りのイベントを含めた予算を計上しているわけでありまして、停車時間がそのことで経済効果を含めてどうなのかということも含めてやはりきちんとした。確かに3分しかない、だからお別れセレモニーができないということではなく、その前後というかその前を含めた4日間をどう我が町として有効にやはり利活用するかということも含めて、やはり検討すべきだろうというふうに思います。特にこの部分は答弁はいりませんが、町長十分考えていただきたいというふうに思います。

それともう1点、フェリーを増便するというので、平等性を欠くからその部分の支援についてはできないということですが、その辺も含めて十分内部検討をしていただければなというふうに思うところであります。よろしく申し上げます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) セレモニーにつきましては、極めて大事なことだと理解しておりますので、3月21日が特急列車の最終日となりますので、極めて短い時間とは言うものの、さような横断幕だとか、あるいは車内に乗り込んで記念品をお渡しをするとか、新幹線の開業のチラシを渡すとか、あるいは観光交流センターのPRとして割引券を出すとか。様々なことを考えられるかと思っております。これは、検討をさせていただきたいと思っております。

そしてまた、3月25日が今度はJRの普通列車のお別れの日になります。今度は特急ではなくて、いさりび鉄道に替わりますから。特急列車は新幹線に替わりますが、普通列車はいさりび鉄道に替わりますので、これもお別れセレモニーというのはしなければならないので

はないかというふうに思っております。ここは、運転手さんに花束何かは十分終着駅ですからできるかと思えますし、またJRからいさりびへ引き継ぐという何かのセレモニーなども考えられるのではないかと思います。十分、検討をさせていただきたいと思えます。

また、フェリーの関係でございますが、木古内からフェリー乗り場まで行く交通費を出せとか、フェリーとのJRとの差額を出せとか、こういう話にはならないと思えますので、これは周知徹底をするということで、理解をいただきたいと思えます。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 1番目については、以上で終えたいと思えますけれども、当然やはり新幹線効果につなげる部分として、やはり十分な検討をお願いしたいと思えます。

次に、2番目の人口減少対策についてであります。

人口減少対策として平成26年の6月に庁舎内の検討会議を立ち上げ、検討された事業の中では学校給食費等の無料化等を含めて、本年度から実施をされている。その意気込みについては、評価をしたいとこのように思っています。

しかし、先般、地方創生による道南5町のマスコミ報道を見て、どうして先駆的な事業に着手というか計上できなかつたのか、この辺について町長の見解を伺いたいと思えます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 人口減少対策についてのお尋ねでございますが、地方創生先行型交付金この上乗せ交付金についてのお尋ねでございますが、先駆性を有し。いわゆる資すになる「K P I」が設定されているということなどが一つの条件としてあります。この条件をいかにクリアして、それに乗っかるかということになりますが、当町といたしましても、対象となる事業分野について、十分検討をしましてまいりました。複数の自治体が連携しているその取り組み事業というのは、極めて先駆性が高いということで、これについて申請先に申し出ましたところ、既に事業として取り組んでいて、はじめての事業ではないと。継続性のある事業ということで、広域観光におきましては要件を満たすことができなかつたと。こういったことなどで、当町でそれに該当するであろうという事業について申請をする段階で、それが全て要件を満たしていなかつたということが今般、計上できなかつた大きな原因となっております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 人口減少この地方創生の関係では、先の常任委員会等の中でも説明をいただいています。ただやはり、いま町長が答弁をしたように、内部検討をしたけれどもこの先駆性に先駆けてあれするこの事業には該当しなかつた。ですから、断念をしたという。こういう説明が冒頭にあれば、私もこういう質問はしなかつたのですけれども、ただやはりうちの先ほどの同僚議員の一般質問にもあるように、この人口減少は木古内町の喫緊の最優先の課題だという位置付け。それと、木古内町は財政的に単年度収支黒字を出しております。ですから、基金・貯金もいくらか蓄えてきました。ですから、安心なんだという考えからこういう事業に特化しなかつたのかなというそういう思いが自分にあつたものですから、そうではなくやはり。そして、この事業1,000万円の上積みをするという俗に言うグリコのおまけみたいなそういう部分の事業であるから、何が何でも木古内町とすればこの事業に乗っかるのだというそういう気構えがやはり必要だろうというふうに思ったのですよね。

ただやはり、そのあとのマスコミ報道の中で、先行型交付金。これは、自治体と地方と割

り勘ですよと。要するに折半ですから、5割は自治体が負担してくださいという。これについても縷々、いろんな全国の知事会等の中でもいろんな議論をしていますし、この部分も一般町民から見れば我々も含めて、わかりづらい制度と言いますか当初、地方創生でこの交付金がもう全額国のほうで行ってくれるという100%の補助かなというふうに思っていたのですけれども、この交付金にも先行型の補助金、新型交付金、そして地方創生加速化交付金。こういう部分があって、まだ加速化交付金についてもまだ確定をしていないのかなと。

先般のマスコミ等の記事を見て、全国知事会の中で「補正計上する」とも言っておりますし、特色だとか先駆性のある事業に充てるのだというそういう記事もありますので、この部分について我が町として先般、出されております庁舎内の人口減少対策検討会議で出されている項目だけに限らず、もっとやはり幅広いこういう有利性のある制度を活用したまちづくりをすべきと思います。そのことについては、もう少しやはり一歩先に出るような前に出るようなそういう施策が必要だろうというふうに思っておりますので、町長その辺の見解についてはどうでしょう。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 現在、当町の財政でございますが、基金が確かに16億あるのかで一見安心のように見えますが、決してそうではないと。当町の計画に沿って事業を進めて行きますと、10年後には基金が2億になってしまうという試算がありますので、決して安心はしていません。したがって、使えるよそからの資金は十分使うということを職員が徹底していま行っているところでございます。そうした中で、今般の先駆性のある事業ということで、当町を中心として協議会ができております新幹線木古内駅活用推進協議会、これは広域的な観光で極めて先駆性の高い事業であったのでありますが、はじめてやるのであれば採用されたのですが、もう継続した事業ということの観点から、これは予算計上が認められておりません。こうした中で、ほかにはないかということで随分探しましたが、残念ながら当町にはこの交付金の対象事業はなかったということで、ご理解をいただきたいと思います。今後につきましても、これだけでございませぬ。様々な国からの交付事業というのはありますので、当町の事業に合致するものにつきましては、積極的に利用して財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いまの町長の答弁で、努力はしているという部分は見えます。

ただ町長、いま庁舎内では人口減少対策検討会議をやって縷々、事業の項目が出されておられ、そしてこれには事業効果まで載っているのです。この事業をやることによって、こういう効果があります。ただ、計数的な部分は表示はないのですけれども、私はやはりせつかく26年の6月にこの庁舎内の人口減少に対する検討会議を進めて、今日まで何点かは事業実施していますけれども、やはり喫緊の課題だとすれば、この12月に一つや二つ予算補正で出てくるのかなと。確かにこのまち・ひと・しごと創生の総合戦略策定委員会、これは縷々あって産官学、産業界・行政・学者・大学だとかそういう構成のもとで、幅広く意見を求めて5か年の事業をまとめる。それは、ルールとしてわかります。そうすることが、この総合戦略でもっていったほうが補助率が断然有利だということであれば話がわかるのですけれども、そうではないとすれば面倒。最終的に、1月までにこの戦略会議でこの事業をまとめると言っていますけれども、先行してやるものがなかったのかというのが非常に残念なところなの

ですよね。この辺については、もう12月ですからこのあとやろうとしても3月、新年度からという事業になると思うのですけれども、やはりこの人口減少に対する危機感というのがちょっと言い方は失礼なのですけれども、危機感がないのかなという感じもするのですよね。その辺について、今後の町長としてのやはり「部下にこうして」という部分のそういう決意みたいなものがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 決意というものは改めてありませんが、これまでどおりしっかり職員には仕事をしていただくということは一緒でございます。特に総合戦略策定推進会議がございまして、この度は1月に答申されるということで、それまで待ったということもあります。もっと早くできる事業がなかったのかと言われれば、それは精査してみなければわかりませんが、いずれにしても限られた財源の中で、どう効率化を図っていくか。そして、住民がどうしたら喜んでいただけるか、人口をどうやって増やすかと。こういったことが大きな課題になっておりますので、いまいただいたご意見を十分参考にして、前向きに進めてまいりたいと思っております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君の一般質問を終わります。

昼食のため1時まで、休憩をいたします。

休憩	午前11時55分
再開	午後 1時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

一般質問のこの壇上に立たせていただくのは、今回で17回目になります。過去16回との違いは、冒頭議長からも挨拶がありました。我が木古内町議会でもインターネット中継がはじまり、傍聴者のみならず各ご家庭でも議会の様子が見られるようになりました。益々、身を引き締めわかりやすく質問をしていく心がけますので、町長もこれまで以上にわかりやすく丁寧な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告にしたがいまして、一般質問に入らせていただきます。

一つ目の質問です。人事評価制度システムの導入について、お伺いいたします。

これまでも様々な視点から、臨時職員を含む町職員の資質向上や意識改革について、質問や提言をしてきました。町長は職員研修の実施などを継続して行い、条例で規定しており、「住民サービスに努める」、「仕事の意欲を高める」、「能力の向上を図る」等の項目は公務員の責務であり、日々向上に努めると述べております。町長の考えを理解し、管理職をはじめとする全職員の方々の努力もあり、町民からは様々な賛辞の声を聞かれる機会も多くなったと私自身は感じております。

今後益々、地方分権が進展し地方公共団体の役割が増大してくことが予測される中、人口減や財政状況にあわせ職員数の減少が進むことを考えますと、職員一人ひとりの仕事の負担が増え、より高い能力を持った公務員の育成が求められます。町民サービスを維持・向上す

るため組織全体の士気の高揚、公務効率の向上が必要不可欠でございます。

法改正もあり、次年度から人事評価制度システムが導入されます。今年度は、システム導入に向けて様々な協議がされてきたと思いますが、当町における人事評価制度の構築内容と業績や能力の評価をどのように人事配や給与に反映させていくのか町長の考えをお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 3番 平野武志議員のお尋ねにお答えをいたします。

平成26年の地方公務員法改正によりまして、平成28年4月からの人事評価制度の導入が義務づけられました。

本制度につきましては、導入が義務づけられる前から、試行を含めて先行して導入をしている自治体もございますが、小規模自治体の多いこの北海道では、本年10月時点では、約20%の導入率と聞いております。

導入率が低いのは、制度そのものの考え方は有益であると認識する反面、「評価の公平性や、妥当性をどう確立して、保っていくかが容易ではない」と判断していることなどが要因と考えられます。

当町では、病院事業におきまして、今年度は試行期間として業務目標の設定などを職員に求めておりますが、本制度の本格導入に向けましては、今年度、委託業者の支援を受けながら、現在、職員で組織する検討委員会、この中で制度構築の議論を重ねているところでございます。

その中で、評価制度の仕組みにつきましては、町の施策に基づく各部署の組織目標を明確にし、各職員が役割に応じた目標を定め、職種や職位に応じた業績と能力の評価項目による、公平な評価が行われることが望ましいと、議論行われているところでございます。

また、どのように人事配や給与に反映するかという点につきましては、本制度の一番の目的は、人材育成並びに能力の開発であります。したがって、職員個々の能力や業績を処遇に反映することが主要とはなっておりません。

このため、処遇への反映につきましては、評価者と被評価者が納得できる、そして公平かつ適切な評価制度の枠組みがしっかりと確立される時期を、慎重に見極めた上で判断をしたいと考えております。

また、人事につきましても、本制度の評価のみならず、これまで以上に職員の能力や個性をしっかりと把握し、適材適所に心がけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) ただいまの答弁を聞きますと、次年度に向けて当然法改正があったわけですから、制度について構築していると。その中で、構築内容を固めていったあれを見ながら、先ほど聞きました人事配や給与に反映させるかどうかを決めていくということ。いま現在、まだまだ決めきれていないというのが現状だということに理解しています。

その中で、先ほども述べましたように、町民の評価が細かいことですが、「職員さんの非常に対応が良かった」ですとか、「前にはこういう説明もなかったのに説明もしてくれた」などの高い評価を受けているのは事実です。しかしながら反面、未だ複数の苦情の声が聞こえてくるのも事実でございます。また、ここ数年を振り返りまして事務員としてはあり得ない初歩的ミスも数件あります。このようなミスや苦情をなくするためにも私はこの

人事評価システムを活用し、町長が述べられたような資質の向上に上手くつながっていければと思うところでございます。

それで、私自身はやはり職員の皆様がその頑張った成果がきちんとしたもちろん町長の言うように、公平な評価がなされることが前提ではございますが、公平な評価がされることによって、人事や給与に反映することが私自身は職員のより向上心につながると思っていますので、ぜひその部分も全てとは言いませぬけれども、反映されるようなこの導入の構築に進めていただきたいと思っております。

合わせまして、現在調整中だということですので、どのくらいの時期にまとまるのかと、どのような形で報告をいただけるのかという部分について、もう一度お伺いさせていただきます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) この人事評価制度の中で一番難しいのは、公平な評価ということになります。1人のかたを複数の人がたくさん評価をすると、ある程度の公平感は保たれるのですが、それが1人であったり2人であったりという少数のかたが評価をするというのは、非常に危険であります。当町のように小規模の自治体においては、なかなか1人のかたを多くのかたで評価をするというのが難しい現状にありますので、それは公平感を保つためにも時間をかけてやっていくということが大事になるかと思っております。

そこでお尋ねでございますが、どういう形でいつ頃ということでございますが、現在検討しておりますのでその枠組みに、そしてまた方針が固まった段階で議会へ説明するというようにしてございまして、遅くとも私どもとすれば3月の議会での条例ということも視野に入れておりますので、新年を明けまして方針が固まった段階で、ご説明をさせていただくとこのようにしたいと考えております。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 先ほど再質問で述べました内容、私の思いにつきましては、町長もこちらの席で頷いていただきましたので、内容については理解と言いますか同様の見解を持っていただけるなということで思いました。3月議会までに、その中身を作り上げて報告をいただくということですので、いまのお話した部分が踏まえられた提出になることを期待し、またその提出された時に中身を見て、また良い方向で人事評価システムが稼働するような議論をしていきたいと考えております。1項目目の質問については、以上で終わります。

続きまして2項目目、人口減少対策の具体的施策提案について、お伺いいたします。

人口減少対策として検討会議、推進委員会で様々な議論がされております。地方創生の交付金を活用し、今後5年間も様々な人口減少対策施策を検討、実行して行く予定となっております。町民に対し、幅広く平等に施策を展開していくことが行政運営の理想であることは理解します。しかしながら、全国や近隣の地方自治体も人口減少問題に直面し、様々な施策に取り組んでいます。移住・定住については、よほど突出した施策でなければ、効果が現れません。ターゲットを絞った施策の展開が必要だと私は思います。

木古内町の現状を考えますと、少子高齢化が異常なほど進んでおります。将来、高齢者を守るためにも中間年齢層、20代から40代の働く世代という意味でございまして、その世代の人口増を図ることが急務だと私は思いますので、下記の具体的施策を提案いたします。

具体的施策の(1)から(12)まで記載しておりますので、読み上げます。

(1) 町外からの移住者で、住居を建築するかたに建築費の一部を助成し、固定資産税を3

年間免除する。ただし書きといたしまして、もちろん町指定の地元業者施工の場合ということでございます。

(2) 町外からの移住者で、町指定の賃貸物件に入居のかたは、半額助成をする。こちらについては、当然町のいま問題にもなっております空き家活用にもつながるということでございます。

(3) といたしましては、(1)・(2)の対象者で通勤をされるかた。20k m以上の通勤のかたに通勤費を助成するというところでございます。

- (4) 保育料の無償化。
- (5) 小学校入学祝い金制度の導入。
- (6) 中学校進学祝い金制度の導入。
- (7) 高校（専門学校）進学祝い金制度の導入。
- (8) 高校通学交通費半額助成。
- (9) 義務教育期間の教材費全額助成。
- (10) 国保病院の小児科の常設。
- (11) 出産祝い金制度の導入。
- (12) 高校生までの医療費無償化。

但し、(1)・(2) 函館から来られるかたです。子ども2名以上を含む4人以上の世帯限定。ということが、提案の具体案でございます。

現状の子育て世代対象の給食費無償化、現在行っている施策や様々な施策と併せまして、移住者の呼び込みのPRができ、人口減の歯止めにつながると思います。

因みに、別紙といたしまして、この施策を展開するにあって私なりのですけれども、どの程度予算がかかるのかということも別紙で添付いたしましたので、その部分も含めまして町長の見解をお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 人口減少対策の具体的施策提案についてのお尋ねでございますが、人口減少対策につきましては現在、「総合戦略策定推進委員会」、住民の皆さんと一緒に検討している委員会。ここで、総合戦略の検討を行っております。

そしてまた、庁舎内では人口減少対策検討会議を開催し、個別の施策についての検討を行っております。

総合戦略につきましては、1月中に策定されるという予定で進めておりますが、この中で今後、木古内町が進むべき方向性、あるいは評価指数と言われるK P Iが設定されることとなっております。この答申を受けてからの判断ということになります。

今後は、今年度から実施をしております先行型事業の継続性や、地方創生に関しては、来年度の財源の状況などを勘案し、K P I達成のための施策を検討し、まとめ次第、議会にお示しすることとしております。

ご質問にありますように、12項目の施策につきましては、全てに極めて重要な案件と認識しておりますので、現在協議をしております項目も含めておりますが、全てにおいて今後の人口減少対策検討会議に諮り、検討をさせていただきます。

また、お示しいただきました12項目のそれぞれの内容、あるいは予算等の表につきまして、これらにつきましては人口減少対策検討会議におきまして、これから協議をしますので、一

つひとつの施策について私のほうから述べることはいたしません、例えば1番目を例にとりますと、町外からの移住者で住居を建築するかたに建築費の一部を助成すると。そしてさらに、固定資産税3年間を免除すると。こういうのがありますね。これは、その制度が実施をすることによって、ここに移住するということなのですが、次に町指定の地元業者施工と。今度は、地域の活性化のようなところが入ってくるわけですね。そうすると、それだったら嫌だということも出てくる。じゃあ、どっちを優先するのだと。こういう問題などもこれから十分検討をいたします。この1番につきましては、現在検討中の事項でございますので、改めて検討結果につきましてお示しできる時には、しっかりとご説明をしたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 町長の答弁を聞きますと、総合的にはいま現在検討会議の中でも当然ながら話されていますし、町民を募った委員会の中でも当然議論をされている。その町民の声を反映させ、人口減少の施策に取り組んでいくのだという考えは以前から町長も申し上げておるとおり、町民の声を反映するということには大いに適しているのかなと思います。

ただ、この人口減少対策につきましては、ここ何年にもわたりまして私個人もそうですが、同僚議員も木古内町の最重要課題だと挙げている項目でございます。これについては、私は町民の声を聞くのも十分大事なことだとは思いますが、それを反映させていくという町長の考えもわかりますが、ある程度やはり「木古内町としては絶対に人口をどれだけの減少を押さえるのだ、あるいは何人よそから呼び寄せるのだ、なのでこれをやるのだ」という町長のある程度の決断でやっていけることはあると思うのです。それが、今回の私の提案の一部なのですけれども、これを町長は「一個ずつ答えてはいきません」と言うことで、この一個ずつについても委員会の中で検討されているということをお話されましたけれども、私は今回最初の通告書にも書いてあるとおおり、ターゲットを絞っているのですよ。というのが例えば、前回の給食費無償という施策をやりました。これも町長は人口減少の対策の施策だとおっしゃいましたが、はたして前回の議会の時も話して、「じゃあ、平野さんはその数を把握しているのですか」何てやり取りもありましたけれども、実際この施策をやったことによってどれだけ町にプラスが効力があったのかということに関してまで、実際結果を求めていかなければならないと思うのですよ。施策を出すということは、私はそういうことだと思えます。

それで、今回も検討はもちろん一個ずつしているのですけれども、じゃあ実質この施策をやることによって目標数値はどうなのだ、実際やることによっての効果はどうなのだということをやはり行政のプロとして、その数字も出した上で、やるやらないというところを進んでほしいのです。

それで、きょうは資料として提出しておりませんが、ちょっとだけ時間をいただいて私の経済効果の話をお聞きいただきたいのですけれども、1番から12番までの施策を全て展開した場合、もちろんこの1番・2番については、最大5世帯までということによってそれぞれ数字を書いて、最高で3,700万円かかりますというこれは行政の皆さんにも資料としてお渡ししていると思います。それをもとに、実際この1番・2番で10世帯が町内に移住してきた場合の経済効果を計算しますと、町民税、それから土地・建物の購入代、それからその方々が町内に来て消費をしていただける。将来的には、固定資産税は2年は無償ですけれども、3年以降は固定資産税の収入もある。もっと将来的な介護保健料の収入もある。さらには、交付金

の人口減に対する減少を少しでも抑えられるということをいろいろ計算しますと、私の手元で8,800万円ほどの経済効果があるのです。もちろん、この施策を講じて(1)・(2)が全てのかたが1年に10世帯がこられたかたという計算ですけれども、もしも仮にこの1番・2番の施策を講じたにも係わらず、実際は1世帯しか来なかったよという場合には、それでも経済効果が500万円ほど発生します。じゃあ、3,700万円かけて全部の人が来てくれたら8,000万円の経済効果だからプラスだよ、じゃあこれはいざやろう。でも実際これをやっても1世帯しか来ないということを考えたら心配だから、じゃあほかの部分も減らしていこうと。そういう計算をした上で、施策を実行してほしいのです。ということで、今回はあえて数字にまで提出したのですけれども、そのようなことで繰り返しになりますけれども、町民のかたから聞いた施策を反映すると。それは、大事なことだとは本当に思います。ただ、その施策をやった上で結果が絶対伴わなければいけないと思うのです。その責任を町長はもちろん、担当課がもう少し責任を持って、「この施策をやるから、こういう効果があるからやらせてください」と、「ぜひやりましょう」という進みに持って行ってほしいと私は思います。私も給食費の無償化、あるいは特にこういう世代ですから子育て世代に対して、何とか移住定住していただく、何とかその世代の手助けをしようという提案が多いものですから、お年寄りには結構言われることが多いのです。「私達、昔給食費払うの当たり前で教材費払うの当たり前だ、なんでいまの人達はそんな優遇されるのさ」と言われることが多いです。ですが、それはその高齢者の方々をこれから我々世代が土台として守っていかなければいけないので、我々の世代を増やさなければならぬという断固たる意思があるから、私はそういうふうに伝えます。ですから、これからも人口減少について様々なこの次年度以降の予定も含めて、施策の提案だったり実行されていくと思いますが、必ず目標数値と実施の経済効果という表も合わせた上での施策の提案をしてほしいのです。それでなければ、内容の細かい精査はしていけないと思います。それは、いま町民のかたを集めた委員会の仕事ではなく、担当課の仕事だと私は思います。ですので、きょうこの施策について、やるやらないという判断を求めることはしません、きょうは。ですので、今後この施策を出すに向けて目標数値と明確な経済効果を出していくのかどうなのか、それについてお伺いします。担当課長でもよろしいです。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 先ほどKPIという表現を使っておりますが、これは平たく言うと重要業績の評価指数と。ご存じのとおりだと思いますが、これはいま議員がお尋ねにありましたように、全てのことの細かい数字を積み上げて経済効果を求めて、そしてそれを実行していくと。こういう内容になっておりますので、平野議員のお尋ねのとおり、この検討会議の中でしっかりと政策ごとの事業費、あるいは財源、目標値、効果。こういったものの精査をした上で、ご提案をするという運びになるというふうに理解しております。

また、限られた財源の中でやりますので、全ての項目がいま私どもで検討している内容、そして提案をいただいた内容が全て1年の間に実現できるかどうかという非常に不安がありまして、優先度の高いところから進めていくということも理解していただきたいと思っております。

いずれにしても議員がお尋ねとおおり、検討会議の中でしっかりといまお話をされた目標値、財源、そして効果。このようなことをご提言を申し上げて、説明をさせていただくと

いうことで理解をしていただきたい。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 1月中には、5か年の策定が出されると最初の答弁でありましたので、その中に細かい数字が入ってくるという答えだということで理解いたしました。

1点だけ、事あるごとに施策を展開するにあたって、財源をもちろん考慮しながらという話をします。当然です。いまある木古内町のお金をどのように使っていくのか、それこそ町長の思うところには町民が平等である観点からも、当然人口減の対策も高齢者・中間層・子ども世代ということで分けた中でも平等にやっていくという考えももちろんわかります。

ただ、その財源を使うにあたって単純に放出じゃないのですよね。ただ、「これだけ何千万、何億かけてこの施策をやりますよ」と、それがただ単に出ていくお金として考えてほしくないのです。当然のことながらこれを提出したのは先ほども申し上げましたが、このお金を出すことによって、それだけの効果が木古内町に返ってくるということです。町長は元建設会社の社長さんですし、その前は銀行員の経歴もありますから、当然お金の計算には強いと思いますので、いざこれをやることによってただ、いま基金が13億あって10年後には2億あるからこれしか使えないので節約しましょうという話ではなく、それをよりプラスにするためにその施策を投じるのだということをもう一步進んだ考えを持ってほしいと思います。そのことは十分いまの町長の顔を見ていると伝わったと思いますので、どうか今回提出した資料のほかに、このあとに各自治体では当然ながら経済効果の算出の様式等も作っていて、それにあてはめてじゃあこれはプラスになるからこの施策を講じようということで進んでいる自治体もあります。我が町はまだそこまで進んでいないと把握しておりますので、ぜひその辺の様式の活用も含めてもう一度繰り返しになりますが、このお金を使うからどれだけのプラスになるのだということも計算しながら、施策の進めをぜひ町長は理解してくれていると思いますが、担当課にもきちんと町長のほうからその部分も含めて、指示していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君の一般質問が終わりました。

次に、2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。

今定例会において、一般質問をさせていただきます。大変ちょっとお聞き苦しい声で申し訳ないのですけれども、ちょっと風邪気味で大変しどろもどろになるかもしれませんけれども、まずお断りというか謝ってきます。

質問内容は、地域包括ケア事業での「サロン」についてでございます。

平成24年より泉沢地区がモデルとなり、ピンコロ体操を実施しています。その後、再度泉沢地区がモデル地区となり、平成26年より「泉沢サロン」を開催し、現在に至っております。

泉沢地区では、婦人消防隊員が惜しめない協力体制の中で、年ごとに参加者も多くなり、ことしは47名の参加がありました。実は、私もその一員でございました。食事会的な内容でございましたが、食事の中で話が弾み、高齢者の皆さんは満足げな様子でした。

国による在宅介護の奨励が問われている中、我が町も地域包括支援センター職員が知恵を絞り、各町内の状況を踏まえながら包括ケア事業を展開していますが、今後、より一層の鋭意努力を期待したいと思っております。

そこで、今後の「サロン」事業について、下記の3点について町長の見解をお伺いします。

(1)「サロン」の目的については概ね理解をしておりますが、平成27年度予算を見るとケア事業費のふれあい農園等の事業では、人件費を含む約885万円。そのうち、「サロン」に係わる事業費が約20万円程度となっています。概ね、需用費になってはいますが、その内容と今後の開催にあたり、開催地区への補助金等の支援をする考えはないのか。

(2)地域包括支援センター職員の皆さんには各事業展開の中、指導や企画立案では大変お世話になっているところではありますが、この度の「泉沢サロン」では担当職員の挨拶後に、早々の退席で個人的には違和感を感じております。本来、今後に向けた事業展開の改善や指導の立場にいる職員が、開催後不在となることは、投げやり感を感じます。最終的には、地域独自で活動する方向性はあるものの、今後の対策はどうしていくのか。

(3)として、全てが地域での対応では限度があり、また参加者の多くの高齢者の皆さんは、今後の開催にも期待を寄せていると聞いております。このような状況の中、行政サービスとして車による移動手段を考えてもらえないのか。

以上、3点について見解をお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 2番、新井田昭男議員のお尋ねにお答えをいたします。

地域包括ケア事業のお尋ねでございますが、まずはじめに泉沢地区の皆様には、モデルとなって泉沢サロンを開催していただいておりますことに、心から厚く敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

町では、今年度から本事業において、地域サロンの実施を支援する予算を計上しております。

予算策定の時点では、新年度の事業実施に向けて、各町内会へ要請を行うこととしており、実施地域の確定ができておりませんでした。

このため、年度の途中から事業を実施する町内会を想定し、印刷用紙や消耗品などを随時用意ができる需用費での予算組みといたしました。

補助金での対応となりますと、補助申請を行うということが伴います。また、運営計画の提出、あるいは予算の策定が必要になるということも要因の一つでございます。

手軽に取り組んでいただくため、需用費といたしましたでしたが、2年目に入りますわけですから、この2年目以降につきましては、前年の実績というものがあります。したがって、保健福祉課の職員が協力の上、補助事業計画を策定し、補助金での支援を進めてまいります。

次に、泉沢サロンの開催にあたりましては、地域の皆様による独自の活動ができるまでの間、地域サロンの事業内容や、当日の開催スケジュールについて、サロンご担当のかたと事前に打ち合わせを行い、計画を作成しております。

お尋ねにありますサロン当日につきましては、職員は、午前10時30分の準備段階より会場に伺い、司会進行を担当するとともに、木古内消防署の講話のあとに、いきいき体操を実施しております。

午後からは、地域の方々に自由にカラオケを楽しむ時間となっておりますので、打ち合わせしたとおり昼食時に、出席者の皆様にご挨拶をして退席をしたと報告を受けております。

参加者の皆様には、「決して失礼はなかった」という報告も受けております。このことに対して、議員が違和感を覚えたとすれば、お詫びを申し上げなければならないと思います。

また、サロンの運営に携わっている皆様とは、今年度の実施内容について、評価検討会を

行い、次年度の実施計画を立てて行くことにしており、より多くの皆様が参加していただけるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域の高齢化が進んでいる中、地域サロン運営の担い手の育成が課題となっております。

こうした中、地域サロンへの参加手段が、個人の車への乗り合いであったり、地域のかたの送り迎えであったり、こういったことが行われているというふうに伺っております。

長い距離の移動が困難なかたや、移動に支援が必要なかたが、安全・安心に楽しんでいただくことができるよう、サロン実施地域と公用車等の活用について、今後協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 町長のいま説明がございました。実はこの背景には、私なりに担当の婦人消防隊の皆さんとお話をさせていただいている経緯がございます。そういう中で、予算のいま20万円の需用費が印刷、あるいはその他のコピー、あるいは用紙だというようなことの中で使われているのだということは理解させていただきました。

その話の中で、実はいろんなサロンの意味合いというのは、私も先ほど概ね理解している中で、振興にあたっての補助金というか予算組はされているのですけれども、話の中では非常にやるにあたって、お金の面でもかければいいということではないのですけれども、非常にやはり工面されている部分があるのだと。例えば、今回のサロンの実施にあたって非常に多くの隊員の皆さんが、本当に汗をかいてお手伝いをさせていただいている様子がよくわかりました。その中で、例えば自ら隊員の皆さんが経費をかけないように、例えば食事にあたってもお味噌汁だとか、あるいは漬け物だとか自分のところで賄えるものを全て持参できておられてやっているのですね。そういう中で、非常に今回は特に聞いたのは、お米10kgを大泉寺の住職さんからご寄付をいただいたと。そういういろんな中で、工面をされてやっているのが現状なのです。なお且つ、参加者の皆さんには300円の会費をいただいていると。私も実は300円お支払いしました。そういう経緯があるのですけれども、「その300円は基本的に、次回の開催のいわゆる資金として使うのです」と。町のほうから、あるいは健康管理センターのほうからはこう言えばあれですけれども、「補助的なものは一切ないのです」ということをちょっと聞いたものですから、やるにあたって口は出すけれども金は出さないというのもこれちょっと言い方は悪いですけれども、その辺もちょっと感じた部分はありましたものですから、この機会にいわゆる3月の予算組の中でちょっと対応ができるのであれば、また今後の展開も我が地区も当然前向きな考えをもっともっと良い案、あるいはお年寄りの皆さんにも良いサービスができるのじゃないかとそんな思いでまずこの1点に関しては質問をさせていただきました。町長から、いま次年度に向けてまた申請をしながら補助していただくというちょっとご回答もいただきましたから、本当にそれはありがたいお話でございます。

もう一つは職員さんの部分に関しては、私が違和感を感じたというのはちょっとお手伝いの部分からいたわけじゃないので、よーいどんから見た感じでそう思ったのですけれども。なぜそう思ったかと言いますと、非常に最初からそういうお手伝いをしているという部分は、いわゆる側面的な部分はよく理解している部分はあったのですけれども、ただやはり今後の展開の中で、職員さんがいる一般的に私の思いですけれども、終始いただいていた中で次回

の展開がこの会でどんなことが反省としてあるのだろうか。だから、そういう部分がないとわからないのですよね。私の個人的な見解では、ですから、そういう意味合いを込めて我々の泉沢サロンはモデルであって、おそらく今後またいろんな地区で展開をされるという中で、当然そのぐらいの見方はあっていいのかなというちょっと判断もあったものですから、そういうちょっと質問内容でした。

それで一つお聞きしたいのは、いないというのはいろんな理由付けはわかったのですが、例えば今回こういう開催のあとに職員さん同士、あるいは手伝った地元のいわゆる有志の皆さんと「どうだったの」という反省的な部分というのは検討されているのかなという思いが一つあります。そうでないと、ただやりっ放しであなた方に、最終的には地域の皆さんでやるのだということは理解していますけれども、何かあまりにも横展開する中で、ちょっとその辺がされているのかなというちょっと思いがありました。それで、ちょっとこういう感じ方をしまして、お尋ねを申し上げているのですけれども、それは後ほど再質問でちょっとお答えをいただきたいのですけれども。

もう一つはいま言ったように、三つ目の移動手段。これについても、やはり全てがだいたい参加者が後期高齢者以上のかたで、中にはもう90歳・95歳・96歳というかたもいるのですよ。よく聞きますと、「私も実は行きたかったのだけれども足腰が悪くて」、あるいは「行きたかったけれども用があった」とか様々ですけれども、そういう声がやはり聞くのです。そういう中で、やはりこのサロンの開催にあたっては、せつかくケアを含めた中での事業展開ですから、お一人でも多くの参加者がいて、いろんな情報交換をしながら和気藹々の中で、ケア的な部分を構築していくのだということが必要かなとそんなふうに思います。ですから、いろんなお車の部分も何とかならないのかなということで、いま町長のほうでおっしゃったように、安心安全を考慮した中で検討していくということですので、前向きなご答弁をいただきましたので、その辺は非常に助かっております。

今後、私はやはりこのサロン展開とは非常に大事じゃないかと思うのです。なぜかと言うと、やはりきょう私含めて5人の議員さんが、少なからず人口減問題に皆さん一緒にいろんな角度からお話をいただいておりますね。私の部分にお話をしているサロンは、そういう次元の高いものではないのですけれども、ただ総じてこのサロンをやるにあたってケア事業をやることによって、いろんな地域の人が集まってワイワイガヤガヤやっている中で、痴呆症やあるいはそれに伴うことが多少は改善されていくと思うのですね。改善されるということは、いま我が町の現状としては、自然死が1年間に約100名ですよ。それで、新生児がことしは13名なのですね。1月から12月まで。去年は、ほぼ亡くなるかたは一緒ですよ。新生児は、10桁ないのですね。8とか9なのですよ、去年あたりの新生児は。こういう中で見ても、やはり人口減を歯止めということではなりませんけれども、先ほど町長がおっしゃったように、緩やかに減速してという部分でいけば、大いに期待を持てる事業だと思うのです。そのためには、やはり我が地区だけじゃなくて、もう次の展開をぜひ先ほど申し上げましたけれども、考えているということですので即、我が泉沢地区以外に展開をしてもらいたいなとそんなふうに思っているところです。この辺はもう1回見解をちょっと、先ほどの職員さんの部分といまの展開にあたっての方向性をもう1回、ちょっとご答弁をいただければなと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 3点になりますか、4点になりますか。まず、1年目ということで先ほどお話をしましたように、年度の途中で幾つかの町内会がご参加をするということなども含めまして、需用費という取り扱いをさせていただいております。

2年目以降につきましては、実績、そしてまた事業計画等が立てられますので、これは補助金ということで最終的にまとめてお話をしますと、まず1年目は需用費で対応すると。2年目以降については、補助金に変えると。これは、まず理解をしていただきたい。そして、この基準額と言うのですか支援をする基準額につきましても、地域との相談というのはあるのですが、基本的にお一人300円、1回あたり。ということですので、計算すると300円に人数かける回数というそういうことで、大括りでご理解をいただければと思っております。

次に、この度私どもの担当が皆様のところに行って、新井田議員にとって見ればちょっと不愉快な思いをされたようでございますが、少なくとも今回途中で戻ったというのは、当初から打ち合わせをして「この時間には戻ります」ということをお伝えしてありましたので、これはご理解いただきたいと思えます。

サロンの開始時期には先ほどご説明いたしましたように、しっかりとご担当のかたと打ち合わせをして準備を進めますので、その時々によって担当の業務が重なってなければこの時間までいてくださいとか、複数人がいれば1人は残ってくださいということは十分これからできますので、打ち合わせの中で進めさせていただければと思っております。

先ほどもご説明したのですが検討する会、「今年度の実施次第はどうだった」ということを評価検討会というのを開催いたします。次年度の実施計画を立てる上でも、これはたくさんのかたが参加をしていただくためにはどうするかということで、しっかりと反省点を踏まえた次年度の計画作りというのを行ってまいります。

3点目は、会場にご自身でなかなかやって来られないというかたの対応でございますが、こちらにつきましては先ほども申し上げましたように、公用車の利用ということを含めて考えたいと思えます。基本的に公用車というのは、公務員職員と消防職員のみが使える車両でございますが、一般のかたは利用できないわけですが、これを一般のかたが使えるような方法というのがありますので、この検討を地域と行ってまいりたいと思えます。

一つに、職員の送迎というのも考えたのですが、一町内会・一自治会ですとそれも結構できるかなと思ったのですが、いま議員がお尋ねにありますようにたくさんこれから広がっていくわけですから、こうなるととても回りがきれないというのは理解いただけると思うので、できるだけ公用車を上手に使うことで地域のかたとこれから相談していきたいと思っております。

謙虚な言い方で、この事業をあまり大事ではないみたいなお話をされていましたが、決してそうではなく、この地域包括ケア事業というのは当町の保健・医療・福祉の柱でございますので、最も大切な事業と認識しております。そういった目では、これからまだまだほかの地域の皆さんとも連携を取って、この事業が1人でも多く参加できるように範囲を広げていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 非常に何回もくどいですがけれども、この包括事業のいわゆる事業の中で、サロンの位置付けというのはある意味では、非常に私個人的には大事な事業かなと。なお且つ、人口減の減速にもつながる事業ではないかなとそんなふうに思っておりますので、鋭意行政としてもあるいはかかる担当のかたも、その辺をちょっともう一回精査しながらき

ちんとした対応を今後お願いできればということで、質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

報告第1号 木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

○議長(又地信也君) 日程第8 報告第1号 木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、報告第1号 木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成24年法律第31号、第8条第6項の規定に基づき、木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画を別冊のとおり策定しましたので、ご報告いたします。

国におきましては、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定したところでございます。

この特別措置法が制定された後に、各都道府県及び市町村も行動計画を作成することになりますので、この度、当町におきましても策定をすることでございます。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(名須賀六男君) それでは、木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画について、ご説明いたします。

木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、国が示したガイドラインを参考にし、北海道が策定した行動計画と連携する形の計画となっております。

この計画につきましては、第8回総務・経済常任委員会で概要版によりご説明をさせていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

この計画は、第1章から第3章により構成されております。

1ページから2ページには「第Ⅰ章はじめに」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定された経過や国と道の取り組み、当町が行動計画を策定した経緯について記載をしております。

続きまして、3ページから17ページには、「第Ⅱ章新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」として、第1節では新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略、第2節では基本的な考え方、第3節では対策実施上の留意点、第4節では発生時の被害想定について、第5節では対策推進のための役割分担を、第6節では行動計画としての実施体制・情

報収集など主要6項目の方針について、第7節では発生段階までの対応等を記載をしております。

続きまして、18ページから40ページには、これは第Ⅲ章になります。第Ⅲ章は各段階における対策として、未発生期、海外発生期、国内発生期、国内感染期、小康期の各発生段階ごとの実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・情報の共有、予防・まん延防止、医療、町民生活及び地域経済の安定の確保についてを記載しております。

続きまして、41ページから44ページには、この計画に出てくる用語の解説を載せております。

続きまして、45ページから47ページは参考といたしまして、鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策を、48ページには付属資料といたしまして、木古内町新型インフルエンザ等対策本部組織図を載せております。

続きまして、49ページから最後50ページには付属資料2で、各課ごとの役割分担をした各部が行う業務内容を記載しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告が終わりました。質疑があればこれを許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がなければ、以上をもちまして報告を終了いたします。

議案第10号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第6号)

議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第4号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)

議案第5号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第6号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(又地信也君) 一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(吉田廣之君) それでは、一括議題につきまして報告いたします。

日程第9 議案第10号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、日程第10 議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第6号)、日程第11 議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第12 議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、日程第13 議案第4号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、日程第14 議案第5号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第15 議案第6号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。以上です。

○議長(又地信也君) 以上、日程第9 議案第10号ほか6件については関連がありますので、

一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はじめに、町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括して上程となりました、議案第10号 議案第1号から議案第6号まで。私からは、議案第10号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、提案理由の説明を申し上げます。

本計画変更の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番号1の一番最後のページ、19ページに添付しておりますので、ご参照を願います。

この度の変更内容につきましては、これまで本計画に搭載されていない道南地域第三セクター鉄道会社初期投資負担事業の追加を行うものでございます。

この後に、一般会計の補正予算でご提案をさせていただきますが、本計画に搭載することにより、過疎対策事業債の適用が受けられるという手順となっております。

なお、本計画の変更につきましては、平成27年12月9日付で北海道知事より「異議がない」旨の通知をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

なお、各補正予算に関する議案につきましては、このあと副町長より説明をいたします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま一括上程となりました、議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第6号)、及び議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第4号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、議案第5号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、並びに議案第6号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号からご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,356万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億5,126万6,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、6ページの第2表 地方債補正は、起債の目的の上から5段目になりますが、鉄道施設整備事業債として補正後の限度額を1,480万円に、2段下の水産業施設整備事業債として630万円を、下から4段目の都市計画整備事業債として370万円をそれぞれ追加するとともに、1段下の公営住宅整備事業債を260万円減額し、補正後の限度額の総額を10億4,230万円とするものです。

歳出の主な補正内容は、2款 総務費は、総合行政システム等改修委託料、地方公共団体情報システム機構負担金、及び財政調整基金積立金、教育基金積立金並びに選挙人名簿システム改修委託料の追加補正などです。

3款 民生費は、国民健康保険特別会計等繰出金及び私立保育所運営委託料等に係る追加補正です。

6款 農林水産業費は、塩蔵ワカメ施設整備事業補助金の追加補正です。

8款 土木費は、樋門・樋管管理に要する経費及び下水道事業特別会計繰出金の追加補正、並びに財源振替となっております。

10款 教育費は、中学生食育指導報償費及び今後開催が予定される小・中学校の大会参加にかかる経費、並びに小学校吹奏楽用消耗品の追加補正です。

12款 公債費は、公営住宅整備事業債の減額に伴い、その他特定財源のうち住宅使用料を公債費から住宅管理費へ財源変更するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,107万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億9,519万8,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明をいたします。9ページをお開き願います。

10款 諸支出金、3項 繰出金、1目 直営診療施設繰出金、28節 繰出金 2,675万2,000円は、直営診療施設であります国保病院事業会計に対する繰出金の追加補正となっております。

なお、このたびの繰出金の追加補正でございますが、当初予算を作成する際に、病院事業会計と国保特別会計におきまして、連絡調整が十分に図られていないことによる事務上の齟齬があり、この度、国保特別会計におきまして病院事業会計に対する繰出金を不足して予算計上していることが確認されました。

内容につきまして、ご説明をさせていただきます。議案説明資料 資料番号2の1ページをお開き願います。

表の左側は、歳入・歳出のそれぞれの項目となっております。

その右側が、当初予算額となっております。歳出の内訳にあります医療機器分として405万円を計上し、これに対する収入財源として、国庫支出金及び道支出金を上段に記載しております。

その右側が本来計上すべき当初予算額でありまして、歳出の内訳にあります医療機器及び職員用住宅として、2,959万2,000円を計上すべきところでございました。

また、6月議会では、病院事業会計におきましてレントゲン装置として648万円の補正を行っておりましたが、こちらにつきましても国保特別会計では補正がされていなかったということでございます。

その右側が、本来の12月補正額並びに本来の補正後の額となっております。一番下段には国保特別会計における実際の予算措置状況となっております。

議員の皆様には深くお詫びを申し上げますとともに、今後、このようなことがないように十分に注意をまいりますので、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、10ページをお開き願います。

11款・1項・1目・節 予備費は、この後にご説明いたします歳入増に伴いまして、431万9,000円を予備費として追加補正をお願いするものです。

次に、歳入のご説明をいたしますので、6ページをお開き願います。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 財政調整交付金 1,783万5,000円は、先ほど歳出でご説明しました直営診療施設に対する特別調整交付金の追加補正となっております。

次に、7ページをお開き願います。

6款 道支出金、2項 道補助金、1目・1節 道調整交付金 891万7,000円は、同じく直営診療施設に対する道特別調整交付金の追加補正となっております。

次に、8ページをお開き願います。

8款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 保険基盤安定繰入金 425万3,000円は、保険基盤安定繰入金軽減分として、159万2,000円の減額補正、並びに保険基盤安定繰入金保険者支援分として584万5,000円の追加補正をお願いするものです。

2目・1節 一般会計繰入金 6万6,000円は、財政安定化支援事業費の確定に伴う一般会計からの追加補正となっております。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ625万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,318万2,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明をいたします。7ページをお開き願います。

3款・1項・1目 後期高齢者医療広域連合納付金 625万7,000円の減額は、平成26年度の実績確定に伴う事務費負担金分 43万3,000円及び療養給付費負担金分 596万4,000円の減額補正、並びに保険基盤安定繰入金の確定に伴い14万円の追加補正をお願いするものです。

次に、歳入のご説明をいたしますので、6ページをお開き願います。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 事務費繰入金は、平成26年度の実績確定に伴い広域連合事務費負担分として43万3,000円の減額補正、及び2目・1節 保険基盤安定繰入金は、繰入金の確定に伴う14万円の追加補正、並びに3目・1節 療養給付費負担金繰入金は、平成26年度実績確定に伴い596万4,000円の減額補正をお願いするものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

次に、議案第4号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成27年度予算の第4条に定めた資本的収入及び支出について、第2条のとおり、本文括弧書き中「8,933万4,000円」を「8,940万4,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

このたびの補正は、収入の部のみで、第1款 資本的収入の既決予定額の1億6,006万7,000円に、補正予定額として7万円を減額し、計を1億5,999万7,000円とするものです。

予算第5条に定めた企業債について、第3条のとおり、限度額を次のとおり補正するものです。

起債の目的である、機械器具整備事業の補正前の限度額 1,190万円を補正後の限度額として1,060万円とし、職員住宅建築事業の補正前の限度額 2,910円を、補正後の限度額として3,560万円とし、補正前の計4,100万円を、補正後の計4,620万円とするものです。

5ページをお開き願います。

この度の補正は、建設改良事業に係る医療機器整備事業、並びに職員住宅建築事業の国庫

補助金等の確定に伴い、不足する財源を企業債で充当するための補正で、補正内容は収入のみとなっております。

1款 資本的収入、1項・1目・節 企業債 520万円の追加補正、並びに3項・1目・節 国庫補助金 351万3,000円の減額補正となっております。

次に、6ページをお開き願います。

4項・1目・節 道費補助金 175万7,000円の減額補正となっております。

国庫補助金及び道補助金の減額理由は、入札執行減等によるものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

次に、議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

合わせて、議案説明資料 資料番号1の9ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億269万1,000円とするものです。

この度の補正の内容は、高齢者の心身の状況や置かれている環境をはじめ、介護や支援の必要性など、地域の課題やニーズを把握するために木古内町日常生活圏域ニーズ調査の実施と分析を行い、次の第7次介護事業計画に反映させることを目的としております。

また、調査を基に、事業所間の連携を図るとともに、地域包括ケアシステムを構築させるため早急に取り組むこととしたものです。

それでは、詳細につきまして、歳出からご説明申し上げます。9ページをお開き願います。

3款・1項 地域支援事業費、2目 包括的支援事業・任意事業、4節 共済費 6万1,000円、7節 賃金 37万円、11節 需用費 8万5,000円、12節 役務費 25万4,000円、計77万円を木古内町日常生活圏域ニーズ調査実施のため、追加補正をお願いするものです。

次に、10ページをお開き願います。

6款・1項・1目・節 予備費 16万9,000円を減額して、財源調整を行うものです。

次に、歳入の説明をいたします。6ページをお開き願います。

4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、1節 現年度分 30万円は、この度の調査費用に係る39%相当額が国から交付されるものです。

次に、7ページをお開き願います。

6款 道支出金、2項 道補助金、2目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、1節 現年度分 15万円は、同じくこの度の調査費用に係る19.5%相当額が道から交付されるものです。

次に、8ページをお開き願います。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、3目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、1節 現年度分 15万1,000円は、一般会計からの繰入分として追加補正をお願いするものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,0

27万6,000円とするものです。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、19節 負担金補助及び交付金 20万円は、水洗化助成金が当初見込み交付件数を上回ったことにより、追加補正をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明します。6ページをお開き願います。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 20万円の追加補正は、水洗化助成金に係る経費を一般会計からの繰入金で行うものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 議案第1号の詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(山本 哲君) それでは、議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。

それでは、議案第1号の詳細につきましてご説明いたします。

はじめに、歳出より説明を行います。18ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、13節 委託料 263万8,000円は、マイナンバー制度に係る総合行政システム等改修委託料として追加補正をお願いするものです。

議案説明資料、資料番号1の1ページに、システム改修に係る資料を添付しておりますので、合わせてご参照をお願いいたします。

内容は、保健福祉課が保有している障害者福祉システムについて、役場庁舎と健康管理センターを結ぶために新たなネットワークを構築するとともに、特定個人情報を国保連合会に提供するためのシステム改修に要する費用となっております。

資料の右側がシステム改修後となっております、白抜きの文字部分が新たに変更・追加となる部分となっております。

次に、19節 負担金補助及び交付金 439万6,000円は、マイナンバー制度に伴い、地方公共団体情報システム機構に対して負担するものです。本年度の自治体按分額が示されたことによる追加補正となっております。なお、この負担金につきましては、国から全額が補助されるものとなっております。

25節 積立金 2,649万3,000円は、財源調整のための財政調整基金積立金 2,629万3,000円及び教育寄付金による教育基金積立金 20万円の追加補正となっております。

5目 企画振興費は、道南いさりび鉄道株式会社初期投資負担金の施設整備に係る費用分について、過疎対策事業債が充当されることによる財源振替となっております。

次に、19ページをお開き願います。

4項 選挙費、1目 選挙管理委員会費、1節 報酬 1万6,000円は、このあとご審議をいただきますが、選挙管理委員会委員の改選に伴い、選挙管理委員会を開催するための費用として追加補正をお願いするものです。

13節 委託料 56万2,000円は、選挙権年齢が18歳に引き下げになることに伴いまして、選挙人名簿システムの改修が必要となりましたことから追加補正をお願いするものです。

なお、この度のシステム改修は、今年度を実施することにより国から補助を受けることができることから実施するものです。

次に、20ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 老人福祉総務費、28節 繰出金 431万9,000円は、平成26年度の国保会計財政安定化支援事業費及び平成27年度の基盤安定負担金の確定に伴う追加補正となっております。

3目 老人福祉費、28節 繰出金 15万1,000円は、先ほど副町長から説明がありましたが、介護保険事業の木古内町日常生活圏ニーズ調査を実施するための町負担分、19.5%を介護保険事業特別会計に繰り出すための追加補正です。

11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 625万7,000円は、平成26年度の後期高齢者医療広域連合納付金及び平成27年度の基盤安定負担金の確定に伴う減額補正となっております。

次に、21ページをお開き願います。

2項 児童福祉費、2目 児童措置費、13節 委託料 1,286万9,000円は、今年度、国から示された支弁単価基本額の増、並びに昨年度まで補助事業で行ってございました保育士等処遇改善臨時特例事業分が、支弁費として通年払いに変更されたことに伴う追加補正となっております。

次に、22ページをお開き願います。

合わせて、議案説明資料 資料番号1の2ページから5ページをご参照願います。

6款 農林水産業費、3項 水産業費、2目 水産振興費、19節 負担金補助及び交付金 631万円は、養殖施設増加に伴う生産量増加に対応するため、塩蔵ワカメ施設を整備し、円滑な加工処理を可能にすることにより、漁家の収入増加と塩蔵ワカメ加工員の雇用確保による雇用の場の創出を目的として追加補正をするものです。

次に、23ページをお開き願います。

8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費、8節 報償費 6,000円及び11節 需用費 3,000円は、平成27年度樋門樋管操作委託に係る労務費等の高騰及び諸経費の単価増による追加補正となっております。

次に、24ページをお開き願います。

4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰出金 20万円は、下水道事業における水洗化助成金分として一般会計からの繰出金として追加補正をお願いするものです。

3目 都市計画整備費は、起債申請額の変更に伴う地方債の補正により、一般財源から地方債へ財源振替をするものです。

次に、25ページをお開き願います。

5項 住宅費、1目 住宅管理費は、いさりび団地エレベーター改修工事費が、緊急防災減災事業債の対象外となったことから、その他財源に財源振替をするものです。

次に、26ページをお開き願います。

10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、8節 報償費 12万円は、中学生食育指導として明年1月13日にオープンを予定しております「どうなんd e's」におきまして、テーブルマナー学習を行うため、中学3年生及び教員・講師、計41名分に係る費用として、現行予算に対する不足額の追加補正となっております。

次に、27ページをお開き願います。

合わせて、議案説明資料 資料番号1の7ページをご参照ください。

2項 小学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 21万9,000円は、この度木古内小学校吹

奏楽部が、北海道吹奏楽連盟の推薦を受け、明年1月30日に仙台市で開催される第29回東北小学校バンドフェスティバルに出演することに伴う追加補正となっております。

11節 需用費 20万円は、この度札幌市在住のかたから教育基金としてのご寄付があり、寄付者のご意向により、特に木古内小学校吹奏楽部の楽器消耗品購入費用として追加補正を行うものです。

次に、28ページをお開き願います。

合わせて、議案説明資料 資料番号1の8ページをご参照ください。

3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 132万3,000円は、第36回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会及び第48回北海道中学校スキー大会に出場するための費用として追加補正をお願いするものです。

次に、29ページをお開き願います。

12款・1項 公債費、1目 元金は、先ほどの住宅管理費でその他財源を振り替えたことにより、その他財源から一般財源に財源振替をして調整を図るものです。

次に、歳入の説明を行います。9ページをお開き願います。

11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 28万8,000円の減額補正は、平成27年度の保育所入所児童保護者負担金算定減に伴うものです。

次に、10ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 649万2,000円の追加補正は、保育所運営に係る支弁費の増及び保育士等処遇改善臨時特例事業が支弁費として通年払いに変更されたことに伴い国から交付されるものです。

3節 国民健康保険事業負担金 292万3,000円の追加補正は、国民健康保険事業に係る保険基盤安定制度医療費保険者支援分として交付されるもので、2分の1の負担率となっております。

次に、11ページをお開き願います。

2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 439万6,000円の追加補正は、歳出でご説明しましたマイナンバーに係る地方公共団体情報システム機構への負担金相当額が国から補助されるもので、補助率は10分の10補助となっております。

3節 選挙費補助金 28万円は、選挙権年齢の引き下げに伴う選挙人名簿システム改修分として国から補助されるもので、補助率は2分の1補助となっております。

次に、12ページをお開き願います。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 324万6,000円の追加補正は、保育所運営に係る支弁費の増及び保育士等処遇改善臨時特例事業が支弁費として通年払いに変更されたことに伴い北海道から交付されるものです。

3節 国民健康保険事業負担金 26万8,000円の追加補正は、北海道からの国民健康保険事業に係る保険基盤安定制度軽減保険料負担金 119万4,000円の減額、並びに保険基盤安定制度医療費支援分負担金 146万2,000円が追加交付されることによるものです。

4節 後期高齢者医療負担金 10万5,000円の追加補正は、後期高齢者医療に係る保険基盤安定制度軽減保険料負担金 50万7,000円の減額、及び激変緩和措置分として61万2,000円が追加交付されることによるものです。

次に、13ページをお開き願います。

3項 道委託金、5目 土木費委託金、1節 河川費委託金 9,000円の追加補正は、樋門樋管操作委託に係る増額により北海道から交付されるものです。

次に、14ページをお開き願います。

16款・1項 寄付金、3目・1節 教育費寄付金 20万円の追加補正は、札幌市在住者のかたから木古内小学校吹奏楽部に対する費用に充当することを目的とした内容でございます。

次に、15ページをお開き願います。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、5目・1節 教育基金繰入金 20万円の追加は、ただいまご説明しました寄付金を取り崩し、教育基金繰入金として歳入するものです。

次に、16ページをお開き願います。合わせて、議案説明資料 資料番号1の6ページをご参照願います。

19款 諸収入、5項・1目・4節 雑入 1,353万7,000円の追加補正は、北海道新幹線建設工事に起因しました町道山崎1号線外の損傷機能回復に対する補償金となっております。

なお、本工事につきましては、来年度に実施する予定となっております。

次に、17ページをお開き願います。

20款・1項 町債、1目 総務債、5節 鉄道施設整備事業債 1,480万円は、道南いさりび鉄道初期投資負担金に係る鉄道施設整備事業債の追加補正となっております。

3目 農林水産業債、1節 水産業施設整備事業債 630万円は、塩蔵ワカメ施設整備に係る水産業施設整備事業債の追加補正となっております。

4目 土木費、4節 都市計画整備事業債 370万円の追加補正は、まちづくり交付金が現段階で予算額よりも減額交付される見込であることから、不足分に起債を充当することによるものです。

5節 公営住宅整備事業債 260万円は、いさりび団地エレベーター改修工事が、緊急防災減災事業債の対象とならなかったことによる減額補正となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑は、過疎計画の変更と補正予算を分けて行います。

はじめに、過疎計画の変更についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 次に、補正予算についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 私、議案2号と議案4号に関連する部分で、ちょっと質問をしたいと思えます。

先般、14日に全員協議会の中で、病院の職員住宅の予算補正の件について、協議会が開催されまして、その案内をもらった時、住宅については10月いっぱいの工期なのに、なぜいま補正なのかなというふうに思って、当初予算とちょっと自分なりに精査をしたのですが、病院の当初の予算の中では、工事請負で5,216万4,000円の計上。そして、住宅の設計管理で255万円の予算計上になっています。ところが、入札等の総務からもらった資料等を見ますと、工事が5,200万円ではなくて予算が5,440万円、そして落札額が5,396万4,000円、99.2%の落

札率をされている。

それと、委託料についても4月の9日に入札をしまして、予算については当初の予算書では255万5,000円だったのですが、この総務からもらった資料からしますと、322万9,000円。そして、請負金額が311万1,400円、96.3%の落札でされて事業が終わっているということで、今回協議会の中で説明を受けたら、国保事業会計の繰り出しが予算計上してなかったということで、その分の追加ですよと。そして、病院事業会計は財源振替での520万円を財源振替しているというそういう実態ですよ。ところが、もう一つわからないのが国保の繰り出し。きょういただいた資料を見ますと、職員用宿舎の繰り出しが2,554万2,000円。そして、病院会計のほうで補助金の減額を527万円しているということからしますと、これ数字合いますか。国保会計ではこういう説明資料、きょういただいた資料番号2で縷々流れ含めてわかるのですけれども、病院のほうがちよっと問いただしたら「節の部分で流用をした」ということで、一般会計ではあり得ない部分なのですよ。事業会計だからこれありなのだろうというふうに思うのですけれども、企業会計上は問題がないというにしても、当初の予算が我々が認識している部分では、5,200万円しか予算を組んでいないのに、5,400万円の工事を発注、入札執行するというのはいかがなものかという気がするのですよ。ただ、節内で予算が余っているからそっちに向ければいいやという部分、そしてこの落札の執行率を見ても99.2という。その予算に対する落札の部分、47万円しかないのですよ。そういう部分というのは、はたして病院としての企業会計上は支障ないとしても、これ町長含めて道理的というかそういう部分からしたら、はたしてどうなのでしょうね。「それはもうOKなのですか」というふうに聞きたいところなのですけれども、その辺今回の補正とは直接影響はないのですけれども、その差異の部分と言ったように町としての考え。これがいいとすれば、例えば減額になったのであれば減額になったということで、例えば入札減で予算減額、通常であればすると思うのですけれども、そうでないとすれば予算があるからその分予算を上乗せして、入札執行するというのはいかがなものかなというふうに単純な思いです。その辺についてはどうなのですか。

○議長(又地信也君) ただいまの4番 竹田議員の質問に答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 2点のお尋ねかと思いますが、1点目につきましては私から、そしてまた予算の範囲を超える入札を執行したということについては、病院事業会計のほうから説明をいたします。

まず、落札率につきましては、これは私どもの仕事ではなくて、私どもはその事業が的確にできる業者を選定して業者を選ぶと。これた私どもの仕事でありまして、そのあとの入札率あるいは入札にあたってのことにつきましては、業者の問題でございますので、私からは答弁することはありません。

○議長(又地信也君) もう1点。

病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) 2点目の竹田議員のお尋ねについて、お答えいたします。

病院事業会計におきましては、予算にかかる議決項目は、款・項・目・節でございますが、項となっておりますので、建設改良にかかる今回の予算執行については、補正対応をしなくても制度上問題はないと判断し、これまでも同様に予算執行してきております。

地方公営企業法全部適用における企業会計は、一般会計とは違いまして予算の執行面で、弾力性が相当持たされております。例えば、地方公営企業法施行令第18条第1項では、議決を受けた予算の範囲内で、管理者は適当に予算を組み替え、予算執行計画を別に作ることができる。

2点目は、同条第2項によりまして、特殊な科目以外の費目類を特殊な科目というのは、職員給与費と交際費でございます。これ以外については、流用の権限が大幅に管理者に与えられるというように明記されており、このほかにもたくさんの一般会計との違いがございます。

しかしながら、病院事業の予算執行にあたりましては、全ての事業を本制度を適用させるのではなく、医療機器であれば予算計上した機器と違う機器を購入する場合、具体的に申し上げますとレントゲン機器からエコーに替わるなど。また、建物については面積が大きく変わる場合などについては、当然議会の議決を受けながら執行しなければならないと考えておりますが、今回は軽微な変更であります面積にしても、当初の面積より15.6㎡増えただけでございますし、建物そのものの構造も変わっておりませんし、建物に入居する戸数も1棟6戸と同じでございますので、今回のご説明しました施行令を適用させて予算執行をさせていただきます。

今後とも、このような条項を適用させていただきながら、弾力性のある予算執行を行い、地方公営企業法全部適用のメリットであります柔軟な管理体制の構築で事業運営を行い、事業経営の安定化を図っていきたいと思っておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、当然のことではございますが、予算組替にあたっては病院事業会計規程に基づき、予算の流用をかけながらしておりますことを申し添えさせていただきます。

○議長(又地信也君) ほかに。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま病院事務局長から説明を受けたように、会計上は流用。項の中での流用はOKということですよ。それはそれで、会計上何も間違っただけ流用しているわけではないのですけれども、ただやはり予算が足りないからと。そうすれば、例えば委託料を発注した時点、4月の9日に入札しているのですよね。当初の予算では、255万5,000円の予算計上、そして4月に入ってすぐによーいどんというか4月の9日に入札を執行している。その時点でもう既に、322万という予算で業者の入札をしているのですよ。私は例えば委託実設計をして、そのした上で例えば面積が増えたとか建設費がいくらいくら増えたから500万流用しなければならないだとか、それであれば理解はできるのだけれども。当初、よーいどんからそういう部分というのは、はたしてどうなのかなと。250万で例えば設計委託をかけてやって、なお且ついろんな用途がいろんな追加の項目が増えて設計変更をして320万になったと言うなら理解はできるのだけれども、当初からこういうことはありなのかなというのをどうも。いままでそういう関連の中で国保事業のように、議案の説明資料等がこれはこの部分をここで流用をかけてどうしたというものがあれば、以外とこれはこうなのかなと思うのですけれども、国保会計の資料だけしか持っていないものですから、病院のほうは当初予算の数字しかない。あとは、落札のこの一覧。これしか我々は、何もチェックというか見ることはできなかったものですから、はたしてこれ財政当局からすれば、はたしてこれ入札執行含めた部分で何でもありかなという。場合によってはそう、目の流用だったらかなりのものが流用かけられるという気がするのですよね。はたしてその辺が、今後の病院事業の企業会計は企業

会計でそれOKだということですからそれはそれでわかるのですけれども、町の財政と言いますかそういうサイドからしますと、その辺についてはどういう見解を持っているのかもしあったらお聞かせ願います。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) お尋ねの件で、4月9日に設計管理費の入札を施行した段階で、常に当初予算計上額を上回っていたのではないかというご質問ですけれども、当初予算の段階では建物に対しての5%ということで計上させていただいております。この額が適正かどうかというのは、意見は分かれるところだと思いますけれども、費用の支出を最小限抑制したいということで当初予算に計上しております、当初建設水道課の建設技術者の力を借りた中で、なるべく費用は抑制したいということで、5%でやっております。

ただ、予算執行するにあたり協議を進めた中で、病院事業の職員住宅については対応ができないということで、予算が60万ぐらいをオーバーしたということでご理解をいただきたいと思っております。

また、竹田議員がおっしゃられるこの間の説明が足りなかったのではないかというようなことは、今回議会で指摘されましたので、今後対応につきましては制度に基づいて行っていますが、議会の報告については委員会などで資料を配付した中で、ご理解をいただきたいと思っております。

今回、よーいどんから流用しているという点もご指摘いただきましたが、今回60万ほど支出が増えるということで事務局内で協議をしたのですけれども、全部適用以降の建設改良に係る不用額を過去3年間調べております。24年度から26年度においてそれぞれ、8%から10%の不用額が生じているということで、まずはこのままいった中で万が一予算執行に支障を来す場合については、補正予算で対応するというようなことで進めてきたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいまご質問を受けている案件につきましては、一般会計と企業会計の取り扱いの違いというところに焦点がいくというふうに思っております。

事務局長からも説明がありましたように、公営企業会計の全部適用となって、予算執行上の弾力的運用が管理者に任されているところからすると、今回の企業会計としての取り扱いについて、齟齬誤りはなかったというふうに判断をしております。

一方、一般会計ということになりますと、当初から流用を想定するような予算を組むということはございませんので、一般会計の場合については補正提案も必要かなど。このところは、企業会計と一般会計の違いということで、議員にもご理解をいただければというふうに思っております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 他に質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第10号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで皆さんに、お伝えいたします。

一括議題が終わりましたので、病院の小澤管理者が公務のため、退席することを許します。

3時15分まで、休憩いたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時13分

議案第7号 木古内町固定資産税の不均一課税に関する条例制定について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第16 議案第7号 木古内町固定資産税の不均一課税に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第7号 木古内町固定資産税の不均一課税に関する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この度の条例制定は、半島振興法の一部を改正する法律の施行により、町が産業振興促進計画を作成する仕組みが創設されました。同計画の認定を受けることにより、国税に係る租税特別措置や地方税の不均一課税に係る減収補填措置を受けられることになりましたことから、本条例の制定を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、木古内町産業振興促進計画の計画期間の初日となります、平成28年1月1日から施行するものでございます。

なお、詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) ただいま上程となりました、議案第7号 木古内町固定資産税の不均一課税に関する条例制定について、ご説明いたします。

お手元に配付されております議案説明資料としては、10ページから12ページになります。10ページは、固定資産税の不均一課税についての一覧としてまとめております。

それから、11ページから12ページにかけては、不均一課税の規則となっております。内容につきましては、10ページに条例規則をまとめてありますので、その資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、表の左上に制度を記載しておりますが、半島振興法に基づき固定資産税の不均一課税をするものです。

次に、対象となる業種ですが、記載の業種となり、①の製造業から⑤の旅館業までが対象となります。

次に、対象となる設備等ですが、新設または増設した家屋、償却資産、土地で、土地については1年以内に家屋建設に着手した場合が対象となります。

次に、対象となる取得金額になりますが、①の製造業と⑤の旅館業のみ資本金による取得価格の金額が設定をされておまして、記載のとおりなのですが、資本金1,000万円以下につきましては取得金額が500万円以上、5,000万円以下であれば取得金額が1,000万円以上、5,000万円を超える場合には取得金額が2,000万円以上が対象になるということです。

それから、②から④の業種につきましては、資本金に関係なく取得価格が500万円以上あれば対象になるということになります。

続きまして、税率になりますが、3か年の税率を記載しております。1年目が100分の0.14

ということで、標準の10分の1になります。2年目が100分の0.35ということで、標準の4分の1になります。それから、3年目が100分の0.70ということで、標準の2分の1の3か年の適用ということになります。

先ほど町長のほうから提案理由で申し上げましたが、町で不均一課税をした場合の減収、町のほうでは減収になりますので、その減収に対して国から全額ではありませんが、交付税の補てん措置があります。これが、いまの半島振興法に基づく軽減の内容になります。

参考としまして下のほうに、過疎法に基づく軽減内容を記載しております。

過疎法では、3か年免除ということになりまして、過疎法の場合は記載のとおり、3業種ということになります。金額につきましても、取得金額が2,700万円以上ということになりますので、今回の半島振興法では金額が500万円以上ということで、小規模事業者でも少額の設備投資も対象になりまして、税制を活用できる範囲の拡大につながるということになります。

次に、この施行月日ですが、産業振興促進計画の初日が28年1月1日ということで、同日での施行ということになります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 木古内町固定資産税の不均一課税に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 木古内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する 条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第17 議案第8号 木古内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第8号 木古内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の一部改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布により、地方税分野の各税目に係る手続きにおける個人番号・法人番号の利用について、本年5月開催の第1回町議会臨時会におきまして、本条例の規定を一部改正し、番号制度の施行に向けた整備を行ったところでございます。その後、番号制度における法制面の整備が進みましたことや、地方団体等からの制度面の動きを踏まえました意見等により、地方税分野における番号の利用について、個別の手続きごとに整理がなされてまいりました。

この中で、これまで示されていた内容につきまして、変更が生じることになりましたことから、本条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、詳細につきましては、税務課長から説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) ただいま上程となりました、議案第8号 木古内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、平成27年の税制改正により木古内町税条例の一部を平成28年1月1日の施行に向けて改正をしておりましたが、再度、国で見直したことから改正をするものです。

お手元に配付されております議案説明資料としては、13ページから16ページの木古内町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表の右側の改正後により説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、13ページ上段になります。

町で発行する納付書・納入書は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に合わせて改正をし、法人番号等を記載をすることとしておりましたが、改正後は記載が不要になったことにより削除するものでございます。

逆に、14ページからは法人番号を記載をするということになりまして、14ページ上段の第36条の2、これにつきましては町民税の申告について。

それから、14ページ中段の63条の2は、固定資産税の補正の方法の申し出について。

それから、14ページ下段の第89条は、軽自動車税の減免について。

それから、15ページ中段の139条の3は、特別土地保有税の減免について。

続いてその下段になりますが、第149条は入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告についてということで、改正後は法人番号を記載をするということになったものでございます。

16ページの附則につきましては、先ほど一番最初に説明をさせていただきましたが、法人番号の記載が不要になったことから削除をするものでございます。

今回の改正の内容につきましては、基本的には本人からの申し出、申請関係に個人・法人番号を記載をするということで、町から通知するものには記載をしないということが基本的な内容になっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 木古内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 木古内町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第18 議案第9号 木古内町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第9号 木古内町国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

社会保障・税番号制度につきましては、平成28年1月からの利用開始となります。

本制度の改正に伴い、国民健康保険税の減免規定及び介護保険料の徴収猶予、並びに減免規定につきましては、申請をする際に個人番号の記載が要件となりますことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、ご説明をいたします。議案説明資料でご説明をいたしますので、資料番号1の17ページをお開き願います。

まずはじめに、木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、第25条第2項第1号中、「及び氏名」とありますが、ここは「、」句読点を付けまして、氏名及び個人番号、そしてあとは括弧の中ということで改めるものでございます。

次に、木古内町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第15条第2項第1号中、これも「及び住所」を、句読点、住所及び個人番号、そして以下括弧書きということに改めるものでございます。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

ここは、第16条第2項第1号中、こちらも「及び住所」を、句読点、住所及び個人番号に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 木古内町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号 木古内町非核平和都市宣言について

○議長(又地信也君) 日程第19 議案第11号 木古内町非核平和都市宣言についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第11号 木古内町非核平和都市宣言につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

核兵器のない世界を目指し、北海道内におきましても179市町村のうち約6割の自治体において、非核平和宣言が発せられております。

ここに、戦争のない恒久平和の実現のため、木古内町非核平和都市宣言を行うものでございます。

読み上げます。

木古内町非核平和都市宣言。

戦争のない平和な世界と核兵器の廃絶は、人類共通の願いです。

しかし、未だ武力による紛争は絶えることなく、核兵器の存在は全ての生命に深刻な脅威を与えています。

また、福島第一原子力発電所事故による大量の放射性物質の拡散で、私たちは築き上げてきた多くの宝を失いました。

私たちが住む対岸で工事が進む大間原子力発電所の建設には、過去の悲劇を踏まえ無期限凍結を求めてまいります。

私たちは、全ての核兵器の廃絶と自然豊かな郷土を守り、恒久平和の実現を目指し、ここに非核平和都市を宣言いたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 木古内町非核平和都市宣言については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

選挙第1号 木古内町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長(又地信也君) 日程第20 選挙第1号 木古内町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

はじめに、木古内町選挙管理委員会委員には、高田孝一さん、泉田満壽榮さん、小泉五郎さん、北野友子さん、以上4名のかたを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました4名のかたを、木古内町選挙管理委員会委員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、ただいま指名いたしました、高田孝一さん、泉田満壽榮さん、小泉五郎さん、北野友子さん、以上4名のかたが木古内町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、木古内町選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。

補充員には、山川 肇さん、脇本武夫さん、渥美 徹さん、新家悦子さん、以上4名のかたを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました4名のかたを、木古内町選挙管理委員会委員補充員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、ただいま指名いたしました、山川 肇さん、脇本武夫さん、渥美 徹さん、新家悦子さん、以上4名のかたが木古内町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

補充員の順位につきまして、お諮りいたします。

補充員の順位は、ただいま議長において指名した順序で決定したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、補充員の順位は、ただいま議長において指名した順序で決定をいたしました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第21 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

意見書案第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第22 意見書案第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

意見書案第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書案について提案理由をご説明申し上げます。

意見書案第1号 平成27年12月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 平野武志、賛成者 木古内町議会議員 竹田 努、同じく相澤 巧。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書。

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

2014年4月の高校入学生から「高校無償化」への所得制限が導入されました。これは、原則無償から原則有償へと制度を大きく後退させるものです。

また、高校への奨学給付金については、自治体へ丸投げしているため、自治体によって給付時期にばらつきがあり、その財源が一部の世帯から徴収した授業料であることは大きな問題でもあります。

このことにより、「高校無償化」を復活し、奨学給付金を拡充して制度を確立していくことが求められます。

以上のことから記載しております以下の2点について、内閣総理大臣、衆参両院議長及び各関係大臣に提出するものでございます。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第23 意見書案第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 6番 手塚昌宏です。

意見書案第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書案について提案理由をご説明申し上げます。

意見書案第2号 平成27年12月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 福嶋克彦、同じく鈴木慎也。

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書。

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

大学生の奨学金利用者は年々増加し、2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。その背景には、学費の高騰や家庭収入の減少が影響しています。

一方で、卒業してからも不安定な雇用等のため、返済に苦しむ若者も増加しており、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されます。

若者を社会全体で応援し、少子高齢化や地方衰退に歯止めをかけるため、記載しております以下の3点について、内閣総理大臣、衆参両院議長及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第3号 TPP交渉大筋合意に対する意見書

○議長(又地信也君) 日程第24 意見書案第3号 TPP交渉大筋合意に対する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 9番 吉田裕幸です。

意見書案第3号 TPP交渉大筋合意に対する意見書案について提案理由をご説明申し上げます。

平成27年12月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 佐藤 悟、同 手塚昌宏。

TPP交渉大筋合意に対する意見書。

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

TPP交渉については、本年10月5日閣僚会合において、大筋合意に至ったことを宣言しました。

守秘義務により国民的議論も一切されないまま大筋合意に至り、未だ全容が明らかにされず、地域の基幹産業である農業や地域経済にどのような影響を受けるか、国民は大きな不安を抱えています。

農業生産者が将来にわたり希望をもって営農ができ、地域経済や国民の暮らしがTPPによって脅かされることとならないよう、記載しております以下の3点について、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出するものです。

以上、提案の理由とします。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 TPP交渉大筋合意に対する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第25 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成27年第4回木古内町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

(午後3時50分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月17日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 吉 田 裕 幸

署 名 議 員 佐 藤 悟

